

平成 28 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業

技能実習制度に介護分野を追加する際の技能評価システムのあり方に関する調査研究事業

介護分野における技能実習制度 評価基準マニュアル（案）

平成 29 年 3 月

一般社団法人シルバーサービス振興会

目次

本マニュアルの使い方

I. 必須業務	I - 1. 身体介護	1
1. 入浴		2
(1) 顔の清拭の介助ができる		2
(2) 手浴の介助ができる		3
(3) 足浴の介助ができる		4
(4) 入浴ができるか利用者の状態を確認できる		5
(5) 洗身ができる（浴槽に入ることを含む）		6
(6) 身体の清拭ができる		7
2. 食事		8
(1) 食事ができるか利用者の状態を確認できる		8
(2) 食事をする際の姿勢調整の介助ができる		9
(3) 食事の準備を行うことができる		10
(4) 食事介助ができる		12
(5) 口腔ケアができる		13
3. 排泄		14
(1) 排泄の準備を行うことができる		14
(2) おむつ交換を行うことができる		15
(3) トイレ（ポータブルトイレ）での排泄介助ができる		16
4. 衣服の着脱		18
(1) 衣服の着脱ができる		18
5. 体位変換		20
(1) 体位変換ができる		20
(2) 起居の介助ができる		21
6. 移乗・移動		22
(1) 車いすでの移動介助ができる		22
(2) 車いすへの移乗ができる		24
(3) 杖歩行の介助ができる		26
7. 利用者特性に応じた対応		27
(1) 利用者特性に応じたコミュニケーションができる		27
(2) 利用者がいつもと違う行動（攻撃的行動、突発的行動、対応が困難な行動等）を行った場合に対応できる		29
I. 必須業務	I - 2. 安全衛生業務	31
1. 感染予防		32
(1) 適切な手洗いができる		32
(2) 健康上のリスクへの対応と疾病の予防のために必要なことを意識したうえで、自己のケア及び感染予防対策ができる		33
(3) 感染症予防対策ができる		34
2. 事故発生予防		35
(1) 咳やむせこみに対応ができる		35
(2) ヒヤリハットや事故発生時の報告ができる		36

II. 関連業務（身体介護以外の支援）	37
1. 掃除、洗濯、調理	38
(1) 利用者の生活支援のための、掃除、洗濯等ができる	38
(2) ベッドメイキング・シーツ交換ができる	40
(3) 利用者の状態に応じた居室環境整備が行える	41
2. 機能訓練の補助・レクリエーション	42
(1) 施設における身体介護以外の日々の活動で機能訓練の補助、レクリエーション等の見守り や補助ができる	42
3. 情報収集	43
(1) 利用者個人個人を認識できる	43
(2) 利用者の変化について、必要な情報を収集できる	44
4. 記録・報告	45
(1) 量・頻度等チェックリストによる記録または報告ができる（申送りは除く）	45
III. 周辺業務（その他）	47
1. 周辺業務（その他）	48
(1) 施設の用品の管理（福祉用具の手入れも含む）ができる	48
IV. 業務を支える能力・考え方等	51
1. 心身機能・身体構造の理解	52
(1) こころとからだのしくみが理解できる	52
2. 日本文化・社会の理解と表出	54
(1) 介護に必要な日本の制度や生活習慣等を理解できる	54
(2) 適切な身支度ができる（実習実施機関のルールに従って）	55
(3) 適切な勤務態度である（実習実施機関のルールに従って）	56
3. 対人関係	57
(1) 利用者やその家族、職場のスタッフと適切な関係を持つことができる	57
4. コミュニケーション	58
(1) 話し言葉やジェスチャー等を理解できる	58
(2) 話し言葉やジェスチャー等を使うことができる（N3以上）	59

本マニュアルの使い方

本マニュアルは、「技能実習制度に介護分野を追加する際の技能評価システムのあり方に関する調査研究事業」において検討された評価項目（案）に基づき、各項目を評価するうえで必要な、評価の基準について記載しています。

例 < I. 必須業務の場合 >

1. 入浴

(1) 顔の清拭の介助ができる

「生活のリズムを作り、気分を爽快にする支援のために、利用者の状態に応じた清拭の介助ができているか現認する」

<チェック項目>

- ① 適切な温度のタオル等を準備したか
- ② 目頭から目尻に向けて拭いたか
- ③ 額から鼻、頬、鼻の下、口の周囲を拭いたか
- ④ 利用者の爽快感に関する言葉かけを行い、利用者の表情を見ていたか

<チェック項目と確認ポイント>

	チェック項目	確認ポイント
①	適切な温度のタオル等を準備したか	<ul style="list-style-type: none"> ・タオルを触って、温度が熱いか、冷たいか、ちょうどいいかを判断して使用している。 ・利用者に温度を確認している。

(解説)

- ・タオル等の温度を事前に確認しない、例えば、清拭用保温器具から出した状態では利用者にぎたり、ひどい時には、やけどを負わせる危険があります。

	チェック項目	確認ポイント
②	目頭から目尻に向けて拭いたか	<ul style="list-style-type: none"> ・目頭から拭いている。 ・同じ面を2度使って拭いていない。

(解説)

- ・目の周辺を清潔にすることは、感染を防止する上で必ず行わなければならない行為です。この行為を正しく行うためには、拭く方向や、タオルやガーゼ等の同じ面を使って拭いてはいけないという知識を身につけ、これを実行しなければなりません。

	チェック項目	確認ポイント
③	額から鼻、頬、鼻の下、口の周囲を拭いたか	<ul style="list-style-type: none"> ・しわを意識して拭いている。 ・こすように拭いていない。 ・口の周りの汚れがとれている。 ・拭き残しがない。

(解説)

- ・利用者の顔を拭くとき、皮膚をこすりすぎると、かゆみ等が起こることを知っておかねばならない。
- ・しわのむきに注意して拭くことで、しわの間の汚れが取れ、利用者が爽快感を得ることにつながる。
- ・口の周りの汚れは、口からの感染が多いという危険性から、他の部位の汚れとは異なることについて知る必要があります。

	チェック項目	確認ポイント
④	利用者の爽快感に関する言葉かけを行い、利用者の表情を見ていたか	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の気分を聞くような声かけをしている。 ・利用者の表情を見ている。

(解説)

- ・介護を続けていくためには、自分が行った介護が利用者にとって気持ちの良いことだったか、利用者にとって不快なことだったかを覚えていくことが大事です。このためには、利用者の気持ちを尋ね、覚えておきましょう。

小項目

移転すべき介護技術として習得していなければならない技術。

チェック項目

小項目で求める介護技術の意義や必要性を理解した上での介護行為。

確認ポイント

チェック項目が習得できていると判断するためのポイント。

解説

チェック項目の必要性について解説。

I. 必須業務 I-1. 身体介護

中項目	No	小項目
1. 入浴	(1)	顔の清拭の介助ができる
	(2)	手浴の介助ができる
	(3)	足浴の介助ができる
	(4)	入浴ができるか利用者の状態を確認できる
	(5)	洗身ができる（浴槽に入ることを含む。）
	(6)	身体の清拭ができる
2. 食事	(1)	食事ができるか利用者の状態を確認できる
	(2)	食事をする際の姿勢調整の介助ができる
	(3)	食事の準備を行うことができる
	(4)	食事介助ができる
	(5)	口腔ケアができる
3. 排泄	(1)	排泄の準備を行うことができる
	(2)	おむつ交換を行うことができる
	(3)	トイレ（ポータブルトイレ）での排泄介助ができる
4. 衣服の着脱	(1)	衣服の着脱ができる
5. 体位変換	(1)	体位変換ができる
	(2)	起居の介助ができる
6. 移乗・移動	(1)	車いすを用いての移動介助ができる
	(2)	車いすへの移乗ができる
	(3)	杖歩行の介助ができる
7. 利用者特性に応じた対応 (認知症、障害等)	(1)	利用者特性に応じたコミュニケーションができる
	(2)	利用者がいつもと違う行動（攻撃的行動、突発的行動、対応が困難な行動等）を行った場合に対応できる

1. 入浴

(1) 顔の清拭の介助ができる

「生活のリズムを作り、気分を爽快にする支援のために、利用者の状態に応じた清拭の介助ができているか現認する」

<チェック項目>

- ① 適切な温度のタオル等を準備したか
- ② 目頭から目尻に向けて拭いたか
- ③ 額から鼻、頬、鼻の下、口の周囲を拭いたか
- ④ 利用者の爽快感に関する言葉かけを行い、利用者の表情を見ていたか

<チェック項目と確認ポイント>

	チェック項目	確認ポイント
①	適切な温度のタオル等を準備したか	<ul style="list-style-type: none"> ・タオルを触って、温度が熱いか、冷たいか、ちょうどいいかを判断して使用している。 ・利用者に温度を確認している。

(解説)

- ・タオル等の温度を事前に確認しない、例えば、清拭用保温器具から出した状態では利用者にとっては熱すぎたり、ひどい時には、やけどを負わせる危険があります。

	チェック項目	確認ポイント
②	目頭から目尻に向けて拭いたか	<ul style="list-style-type: none"> ・目頭から拭いている。 ・同じ面を2度使って拭いていない。

(解説)

- ・目の周辺を清潔にすることは、感染を防止する上で必ず行わなければならない行為です。この行為を正しく行うためには、拭く方向や、タオルやガーゼ等の同じ面を使って拭いてはいけないという知識を身につけ、これを実行しなければなりません。

	チェック項目	確認ポイント
③	額から鼻、頬、鼻の下、口の周囲を拭いたか	<ul style="list-style-type: none"> ・しわを意識して拭いている。 ・こするように拭いていない。 ・口の周りの汚れがとれている。 ・拭き残しがない。

(解説)

- ・利用者の顔を拭くとき、皮膚をこすりすぎると、かゆみ等が起こることを覚えておかねばなりません。
- ・しわのむきに注意して拭くことで、しわの間の汚れが取れ、利用者が爽快感を得ることにつながります。
- ・口の周りの汚れは、口からの感染が多いという危険性から、他の部位の汚れとは異なることについて知る必要があります。

	チェック項目	確認ポイント
④	利用者の爽快感に関する言葉かけを行い、利用者の表情を見ていたか	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の気分を聞くような声かけをしている。 ・利用者の表情を見ている。

(解説)

- ・介護を続けていくためには、自分が行った介護が利用者にとって気持ちの良いことだったか、利用者にとって不快なことだったかを覚えていくことが大事です。このためには、利用者の気持ちを尋ね、覚えておきましょう。

(2) 手浴の介助ができる

「血液が循環され気分を爽快にする支援のために、利用者の状態に応じた手浴の介助ができているか現認する」

<チェック項目>

- ① 適切な温度の湯等を準備したか
- ② 利用者を安楽な体位にしたか
- ③ 手先から手首に向けて洗ったか
- ④ 汚れが溜まりやすい指間等を適切に洗ったか
- ⑤ 利用者の爽快感に関する言葉かけを行い、利用者の表情を見ていたか

<チェック項目と確認ポイント>

	チェック項目	確認ポイント
①	適切な温度の湯等を準備したか	<ul style="list-style-type: none"> ・お湯を触って、温度を確認している。 ・利用者に温度を確認している。

(解説)

- ・湯温は、個人の意向に合った温度に設定するとともに、介護職員も自ら触る等して確認をしないと、やけどや体温低下をもたらす危険があります。

	チェック項目	確認ポイント
②	利用者を安楽な体位にしたか	<ul style="list-style-type: none"> ・安楽な体位になっている。 ・利用者に安楽な体位かどうか聞いている。

(解説)

- ・安楽な体位でなければ、体勢が安定せず、手浴が苦痛の時間になりかねません。

	チェック項目	確認ポイント
③	手先から手首に向けて洗ったか	<ul style="list-style-type: none"> ・手先から手首（末梢から中枢）に向かって洗っている。

(解説)

- ・心臓への負担を軽減させるため、心臓から遠い末梢から中枢の順番で洗うのが基本です。

	チェック項目	確認ポイント
④	汚れが溜まりやすい指間等を適切に洗ったか	<ul style="list-style-type: none"> ・石鹸を十分泡立てている。 ・こすり洗いをしていない。 ・指の間や手首も洗っている。 ・皮膚がふやけるまで洗っていない。 ・皮膚にただれや傷がないか状態を確認している。 ・利用者に洗い残しがないか聞いている。

(解説)

- ・石鹸を十分に泡立てることで、肌を傷つけず、きれいに洗浄することができます。
- ・皮膚がふやけてしまうと、表皮がはがれやすくなり、皮膚が傷つきやすくなります。

	チェック項目	確認ポイント
⑤	利用者の爽快感に関する言葉かけを行い、利用者の表情を見ていたか	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の気分を聞くような声かけをしている。 ・利用者の表情を見ている。

(解説)

- ・行った行為を評価するためには、利用者の気持ちを確認することが必要になります。
- ・手浴は温浴のため、実施すると体調の変化が起こりやすくなることに留意することが必要です。

(3) 足浴の介助ができる

「血液が循環され気分を爽快にする支援のために、利用者の状態に応じた足浴の介助ができているか現認する」

<チェック項目>

- ① 適切な温度の湯等を準備したか
- ② 利用者を安楽な体位にしたか
- ③ 足先から足首に向けて洗ったか
- ④ 汚れが溜まりやすい指間等を適切に洗ったか
- ⑤ 利用者の爽快感に関する言葉かけを行い、利用者の表情を見ていたか

<チェック項目と確認ポイント>

	チェック項目	確認ポイント
①	適切な温度の湯等を準備したか	<ul style="list-style-type: none"> ・お湯を触って、温度を確認している。 ・利用者に温度を確認している。

(解説)

- ・湯温は、個人の意向に合った温度に設定するとともに、介護職員も自ら触る等して確認をしないと、やけどや体温低下をもたらす危険があります。
- ・膝から上はタオルで覆う等、不要な露出を避け、身体を冷やさないようにすることも必要です。

	チェック項目	確認ポイント
②	利用者を安楽な体位にしたか	<ul style="list-style-type: none"> ・安楽な体位になっている。 ・利用者に安楽な体位かどうか聞いている。

(解説)

- ・安楽な体位でなければ、体勢が安定せず、足浴が苦痛の時間になりかねません。

	チェック項目	確認ポイント
③	手先から手首に向けて洗ったか	<ul style="list-style-type: none"> ・足先から足首（末梢から中枢）に向かって洗っている。

(解説)

- ・心臓への負担を軽減させるため、心臓から遠い末梢から中枢の順番で洗うのが基本です。

	チェック項目	確認ポイント
④	汚れが溜まりやすい指間等を適切に洗ったか	<ul style="list-style-type: none"> ・石鹸を十分泡立てている。 ・こすり洗いをしていない。 ・指の間や足首も洗っている。 ・皮膚がふやけるまで洗っていない。 ・皮膚にただれや傷がないか状態を確認している。 ・利用者に洗い残しがないか聞いている。

(解説)

- ・石鹸を十分に泡立てることで、肌を傷つけず、きれいに洗浄することができます
- ・皮膚がふやけてしまうと、表皮がはがれやすくなり、皮膚が傷つきやすくなります。

	チェック項目	確認ポイント
⑤	利用者の爽快感に関する言葉かけを行い、利用者の表情を見ていたか	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の気分を聞くような声かけをしている。 ・利用者の表情を見ている。

(解説)

- ・行った行為を評価するためには、利用者の気持ちを確認することが必要になります。
- ・足浴は温浴のため、実施すると体調の変化が起こりやすくなることに留意することが必要です。

(4) 入浴ができるか利用者の状態を確認できる

「入浴の可否を確認するための観察及び情報把握ができるか、また利用者の状態に応じた入浴方法を選択できるかを現認する」

<チェック項目>

- ① バイタルサインの測定や利用者へのヒアリング等による体調確認、意向確認を行い、入浴の可否について確認したか
- ② バイタルサインや医療職の指示、既往歴等に基づいて、利用者の状態に応じた入浴方法が選択できたか

<チェック項目と確認ポイント>

	チェック項目	確認ポイント
①	バイタルサインの測定や利用者へのヒアリング等による体調確認、意向確認を行い、入浴の可否について確認したか	<ul style="list-style-type: none"> ・バイタルサインの測定結果を確認している。 ・利用者に体調を聞いている。 ・利用者に入浴したいかどうか、聞いている。 ・医療職に、利用者の体調や気持ちを伝え、入浴をしていいか判断を仰いでいる。

(解説)

- ・入浴は身体を清潔にし、爽快感を得ることができますが、利用者にとっては体力を消耗することでもあります。利用者のその日の体調を把握し、入浴したいかどうか気分を聞くことも大切です。
- ・利用者は常に入浴ができる状態にあるとは限りません。介護職員はバイタルサインの測定結果を確認し、利用者に入浴したいかどうか意向を確認します。利用者の身体の状況及び気持ちの両面から状態を把握することが必要です。
- ・バイタルサインの測定結果や利用者に行った内容は、医療職に伝え、入浴してもいいかどうか判断してもらいます。そのためには正確な情報を把握して、伝える必要があります。

	チェック項目	確認ポイント
②	バイタルサインや医療職の指示、既往歴等に基づいて、利用者の状態に応じた入浴方法が選択できたか	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者がどのような病気、疾患にかかったことがあるか知っている。 ・バイタルサインの測定結果を把握している。 ・医療職の指示を聞いている。 ・利用者の状態にあった入浴方法を選択している。 (個浴・機械浴・シャワー浴等)

(解説)

- ・入浴が可能と判断された場合、次に、適切な入浴方法を選択することが求められます。通常、入浴方法の選択は、医療職の指示や個別介護計画にのっとり行いますが、日々の利用者の状態を踏まえることが、安全・安心な入浴を行う上で重要です。

(5) 洗身ができる（浴槽に入ることを含む）

「身体の清潔を保ち、気分を爽快にする支援のために、利用者の状態に応じた洗身ができているか現認する」

<チェック項目>

- ① 末梢から中枢の順番で洗い、陰部は利用者の健側の手で洗ってもらったか
- ② 浴槽に入る時は、利用者に手すりや浴槽の縁をつかんでもらうとともに、バランスを崩さないよう身体を支え、入浴できたか
- ③ 簡易リフト等、入浴機器を用いて入浴した場合、利用者の身体の位置を確認し、手が挟まれる等の事故に注意して、安全に入浴できたか
- ④ 入浴後、体調の確認をし、十分な水分補給ができたか

<チェック項目と確認ポイント>

	チェック項目	確認ポイント
①	末梢から中枢の順番で洗い、陰部は利用者の健側の手で洗ってもらったか	<ul style="list-style-type: none"> ・末梢から中枢の順番で洗っている。 ・陰部は利用者に健側の手で洗うように促している。

(解説)

- ・入浴は、単に身体の清潔を保つだけでなく、心身ともにリラックスする効果もあります。そのため、湯の温度や時間は個人の意向を事前に確認しておくといでしょう。同時に、基礎疾患や血圧等心肺機能の影響や浮力の影響も考慮し、安全に行うことが重要です。

	チェック項目	確認ポイント
②	浴槽に入る時は、利用者に手すりや浴槽の縁をつかんでもらうとともに、バランスを崩さないよう身体を支え、入浴できたか	<ul style="list-style-type: none"> ・浴槽に入る前に、利用者に声をかけている。 ・常に利用者のそばにいて、状態を確認している。 ・手すりや浴槽の縁をつかむよう促している。 ・利用者がバランスを崩さないように、手を添える等して支えている。

(解説)

- ・石鹸、床のぬめりにより転倒する危険があります。そのため、床の石鹸の泡はこまめに洗い流しましょう。
- ・常に利用者から目を離さず、バランスを崩さないように手を添える等して身体を支えることが重要です。

	チェック項目	確認ポイント
③	簡易リフト等、入浴機器を用いて入浴した場合、利用者の身体の位置を確認し、手が挟まれる等の事故に注意して、安全に入浴できたか	<ul style="list-style-type: none"> ・介助前に、機器の作動確認（安全確認）をしている。 ・手足の位置が機械から離れているか確認している。

(解説)

- ・利用者の手や足の位置を確認するだけでなく、機械を操作する際には必ず声をかけ、利用者の不安を軽減しましょう。

	チェック項目	確認ポイント
④	入浴後、体調の確認をし、十分な水分補給ができたか	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴後、体調や意識状態の確認をしている。 ・水分補給を行っている。

(解説)

- ・入浴後は、体温低下を避けるためにも速やかに身体を拭く必要があります。
- ・入浴すると発汗効果があり、気づかない間に水分が失われています。そのため、入浴後は脱水症状にならないように、水分を補給することが大切です。

(6) 身体の清拭ができる

「入浴できない場合、タオル等で拭くことにより身体の清潔を保ち、気分を爽快にする支援のために、利用者の状態に応じた清拭ができているか確認する」

<チェック項目>

- ① バイタルサインの測定、利用者へのヒアリング、医療職の指示によって体調確認を行い、清拭の可否について確認したか
- ② スクリーンやバスタオル等を使い、プライバシーや保温に配慮したか
- ③ 末梢から中枢の順番で洗う等、適切な手順でできたか

<チェック項目と確認ポイント>

	チェック項目	確認ポイント
①	バイタルサインの測定、利用者へのヒアリング、医療職の指示によって体調確認を行い、清拭の可否について確認したか	<ul style="list-style-type: none"> ・バイタルサインの測定結果を確認している。 ・利用者に体調を聞いている。 ・利用者に入浴したいかどうか、聞いている。 ・医療職に、利用者の体調や気持ちを伝えたくて、清拭をしてもいいか判断を仰いでいる。

(解説)

- ・バイタルサインの測定結果や利用者に聞いた内容は、医療職に伝え、清拭してもいいかどうか判断してもらいます。そのためには正確な情報を把握して、伝える必要があります。

	チェック項目	確認ポイント
②	スクリーンやバスタオル等を使い、プライバシーや保温に配慮したか	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者から見えないように、スクリーンやバスタオルを使用している。 ・室温の確認、タオルをかける等保温をしている。 ・肌の露出を最小限にする等の工夫を行っている。 ・利用者に寒くないか聞いている。

(解説)

- ・清拭は、浴室と違い室温によっては、寒さを感じることもあります。不必要な露出は避け、タオル等で保温を行うとともに、プライバシーにも配慮が必要です。

	チェック項目	確認ポイント
③	末梢から中枢の順番で拭く等、適切な手順でできたか。	<ul style="list-style-type: none"> ・末梢から中枢に向かって拭いている。

(解説)

- ・本人の意向や能力に応じ、自らできる部分は拭いてもらうことも大切です。
- ・四肢は原則、末梢から中枢に向かって拭きます。たとえば、上肢の場合、手首から肩に向けて拭きます。
- ・適宜タオルの面を替えたり、タオルを交換したりしながら行い、皮膚についた水分は身体を冷やさないようにすぐにふき取るようにしましょう。
- ・また、清拭の際には、発赤や湿疹等の観察も行い、場合によっては医療職に処置を依頼することも必要です。

2. 食 事

(1) 食事ができるか利用者の状態を確認できる

「安全に食事を行うために、食べる意欲を促進し、利用者の状況に応じた食事前の準備を行えるか現認する」

<チェック項目>

- ① 「おはようございます」「気分はいかがですか」など TPO に合わせた声かけを行ったか
- ② 声をかけたり肩を叩いたりするなどして、利用者の覚醒状態を確認したか
- ③ 返事がない、気分不良を訴えた場合、バイタルサインの測定や利用者へのヒアリングによる体調確認などの原因探究行動を行ったか

<チェック項目と確認ポイント>

	チェック項目	確認ポイント
①	「おはようございます」「気分はいかがですか」等 TPO に合わせた声かけを行ったか	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状態に合わせた声かけをしている。 ・利用者の反応を見ている。

(解説)

- ・食べ物の形態等の判断は医療職や栄養士等とともにに行いますが、この判断のためには、利用者の状態を把握する必要があります。
- ・その際、利用者の体調や意向の把握については、主に介護職員が担っていますので、この情報を正確に収集し、伝達することが大切です。

	チェック項目	確認ポイント
②	声をかけたり肩を叩いたりする等して、利用者の覚醒状態を確認したか	<ul style="list-style-type: none"> ・（声かけに反応しない場合）肩を叩いたり、ジャスチャー等で、確認している。

(解説)

- ・ぼーっとしていたり意識がはっきりしないときは誤嚥の危険が高まります。前もって声かけをして目を覚ましておくことが大切です。

	チェック項目	確認ポイント
③	返事がない、気分不良を訴えた場合、バイタルサインの測定や利用者へのヒアリングによる体調確認等の原因探究行動を行ったか	<ul style="list-style-type: none"> ・バイタルサインの測定結果を確認している。 ・利用者に体調がいかどうか、聞いている。 ・利用者に食事を摂ることができるかどうか、聞いている。 ・利用者に聞いたことを医療職に伝え、食事の内容を確認してもらっている。

(解説)

- ・利用者は常に食欲があるとは限りません。介護職員はバイタルサインの測定結果を確認し、バイタルサインを念頭にヒアリングによる意向の確認を行い、利用者の身体の状況及び気持ちの両面から状態を把握することが必要です。また、介護職員は利用者の状態に関する情報を収集できるだけでなく、医療職に、的確に情報を伝えることも求められます。
- ・通常、食べ物の形態等は、医療職の指示や個別介護計画にのっとり行いますが、日々の利用者の状態を踏まえることが、安全・安心な食事を行う上で重要です。

(2) 食事をする際の姿勢調整の介助ができる

「安全で楽しい食事を摂るために、座る位置、体幹の傾きや顎が引けているか等、利用者の状況に応じた姿勢調整の介助を行えるか現認する」

<チェック項目>

- ① 体幹の傾きはないか、足底が床やフットレストについているか、椅子に深く腰を掛け安定して座っているか等座位の安定を確認したか

<チェック項目と確認ポイント>

	チェック項目	確認ポイント
①	体幹の傾きはないか、足底が床やフットレストについているか、椅子に深く腰を掛け安定して座っているか等座位の安定を確認したか	<ul style="list-style-type: none"> ・足底が床、フットレストについているか確認している。 ・椅子に深く腰をかけているのを確認している。 ・（体幹が傾いている場合）、傾きに気づき整えている。

(解説)

- ・食事中の良好な座位姿勢を保つことは、安全で楽しい食事摂取の上で大切です。体幹の傾きや、前ずり座りは、食べ物と体の位置関係を損ないます。利用者自身が、食べ物を認識し、スプーンや箸等で持ち、口まで運び、噛んだり飲んだりする、という一連の動作が困難になると、体が緊張し、疲労を伴いやすくなります。
- ・食事動作の自立に向けた介護には、多職種との連携が重要です。リハビリテーション職種では、座位姿勢の調整は理学療法士、食器・自助具等の選択は作業療法士、摂食に関しては言語療法士等からの協力が有効です。

(3) 食事の準備を行うことができる

「安全で楽しい食事を摂るために、利用者の状態に応じた食事の準備を行えるか確認する」

<チェック項目>

- ① 声をかけたり肩を叩いたりするなどして、利用者の覚醒状態を確認したか
- ② 嚥下障害のある利用者の食事にとろみをつけたか
- ③ 禁忌食の確認をしたか
- ④ 飲み込むことができる食べ物の形態かどうかを確認したか
- ⑤ 食べやすい座位の位置や体幹の傾きはどうか等座位の安定を確認したか
- ⑥ 顎が引けている状態で食事がとれるようにしたか

<チェック項目と確認ポイント>

	チェック項目	確認ポイント
①	声をかけたり肩を叩いたりする等して、利用者の覚醒状態を確認したか	・（声かけに反応しない場合）肩を叩いたり、ジャスチャー等で、確認している。

（解説）

- ・ぼーっとしていたり意識がはっきりしないときは誤嚥の危険が高まります。前もって声かけをして目を覚ましておくことが大切です。

	チェック項目	確認ポイント
②	嚥下障害のある利用者の食事にとろみがついているか確認したか	・とろみつけが必要な利用者には、とろみをつけている。 ・（すでに調理室等でとろみがつけられている場合）とろみの度合いが適切か確認している。

（解説）

- ・口から食べる機能が障害されると、水分やお茶、味噌汁のようなものが上手に飲めなくなります。水のような液体は、動きが速く、誤って気管に入りやすいからです。とろみをつけることで、喉を通るスピードがゆっくりになり、また、まとまりやすくなるため、飲み込みがしやすくなります。
- ・ただし、とろみをつけすぎると、逆に飲み込みづらくなり、食べ物や飲み物が誤って気管に入ってしまうことがあります。利用者にあわせてとろみ具合は調整する必要があります。

	チェック項目	確認ポイント
③	禁忌食の確認をしたか	・利用者のカルテ等で、食べることができないものを確認している。 ・食事中に、利用者が食べることでできないものが入っていないことを食札等で確認している。

（解説）

- ・病気や疾患をもっている方、アレルギーのある方は、食べると病気が悪化したり、命を脅かす場合があります。食事の前には必ず、禁忌食が入っていないか確認することが大切です。

	チェック項目	確認ポイント
④	飲み込むことができる食べ物の形態かどうかを確認したか	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者にとって、飲み込むことのできる大きさや固さかどうか、目で見て、場合によってはスプーン等で確かめている。 ・利用者にとって、量が多すぎないか確認している。

(解説)

- ・飲み込んだものが大きいと、気管を閉鎖して窒息することがあります。また、誤嚥を繰り返すと誤嚥性肺炎を引き起こすこともあるため、事前に食べ物の形態を確認し、食事中は利用者にはよく噛むように伝えることが必要です。

	チェック項目	確認ポイント
④	食べやすい座位の位置や体幹の傾きはないか等座位の安定を確認したか	<ul style="list-style-type: none"> ・足底が床、フットレストについているか確認している。 ・椅子に深く腰をかけているのを確認している。 ・（体幹が傾いている場合）、傾きに気付き整えている。

(解説)

- ・食事時の良好な座位姿勢を保つことは、安全で楽しい食事摂取の上で大切です。体幹の傾きや、前ずり座りは、食べ物と体の位置関係を損ないます。利用者自身が、食べ物を認識し、スプーンや箸等で持ち、口まで運び、噛んだり飲んだりする、という一連の動作を困難になると、体が緊張を緊張し、疲労を伴いやすくなります。
- ・食事動作の自立に向けた介護には、多職種との連携が重要です。リハビリテーション職種では、座位姿勢の調整は理学療法士、食器・自助具等の選択は作業療法士、摂食に関しては言語療法士等からの協力が有効です。

	チェック項目	確認ポイント
⑥	顎が引けている状態で食事が取れるようにしたか	<ul style="list-style-type: none"> ・顎が引けているか確認している。

(解説)

- ・食事の際には、頭が完全に下を向いた状態や上にあがった状態では、飲み込みは困難を伴います。食物や唾液が誤って喉頭や気管に入ってしまうこともありますので、顎を引いた状態が適切です。

(4) 食事介助ができる

「利用者が主体的に「食事を楽しむ」ことができるよう、利用者の状態に応じた食事介助を行えるか現認する」

<チェック項目>

- ① 顎が引けている状態で食事が取れるようにしたか
- ② 食事の献立や中身を利用者に説明する等食欲がわくように声かけを行ったか
- ③ 利用者の食べたいものを聞きながら介助したか
- ④ 利用者と同じ目線の高さで介助し、しっかり咀嚼して飲み込んだことを確認してから次の食事を口に運んだか
- ⑤ 自力での摂食を促し、必要時に介助を行ったか

<チェック項目と確認ポイント>

	チェック項目	確認ポイント
①	顎が引けている状態で食事が取れるようにしたか	・顎が引けているか確認している。

(解説)

- ・食事の際には、頭が完全に下を向いた状態や上にあがった状態では、飲み込みは困難を伴います。食物や唾液が誤って喉頭や気管に入ってしまうこともありますので、顎を引いた状態が適切です。

	チェック項目	確認ポイント
②	食事の献立や中身を利用者に説明する等食欲がわくように声かけを行ったか	・食事の献立の特徴や中身について説明している。

(解説)

- ・食事は、栄養を摂取する行為だけではなく、人間の尊厳として、食を楽しむ大切な行為です。そのため「食べたい」という意欲がわく声かけや、内容の説明が必要です。

	チェック項目	確認ポイント
③	利用者の食べたいものを聞きながら介助したか	・食べる順序や一口の量を利用者に聞いている。

(解説)

- ・食事の時間が長くなりすぎると、利用者が疲労することも考慮し、適切な時間を考えたうえで、自立援助を行う必要があります。
- ・介助を行う際は、利用者の表情や目線に対し注意を払い、次に何をしたいか意向を確認しながら実施することが重要です。

	チェック項目	確認ポイント
④	利用者と同じ目線の高さで介助し、しっかり咀嚼して飲み込んだことを確認してから次の食事を口に運んだか	・利用者の隣に座る等して、同じ目線で介助をしている。 ・飲み込んだことを確認してから、次の食事を運んでいる。

(解説)

- ・誤嚥を避けるためにも、一口の量は少なめにし、飲み込むのを確認してから次の食事を口に運びます。また、利用者のペースに合わせて介助することも必要です。

	チェック項目	確認ポイント
⑤	自力での摂食を促し、必要時に介助を行ったか	・利用者のできる限り自分で食べるよう促している。 ・利用者の状態に応じた自力摂取用の自助具（食器等）を用意している。

(解説)

- ・利用者の主体性を発揮できるように、できるところは利用者自身でおこなえるよう促します。そのためには、利用者の状態に応じた食器（自助具）を選ぶことも大切です。

(5) 口腔ケアができる

「歯・歯茎・舌等口腔全体の清潔を保ち、生活意欲を活性化させるために、利用者の状態に応じた口腔ケアができていないか確認する」

<チェック項目>

- ① 出来る利用者には、義歯の着脱、自分で磨ける部分のブラッシング、その後のうがいを促したか
- ② 義歯の着脱の際、利用者に着脱を理解してもらい、口を大きく開けて口腔内に傷をつけないよう配慮しながら、無理なく行ったか
- ③ スポンジブラシやガーゼ等を用いた清拭について、速やかに行い、利用者に不快感を与えなかったか
- ④ 歯磨きや清拭の後、口腔内を確認し、磨き残し、歯茎の腫れ、出血等がないか確認したか

<チェック項目と確認ポイント>

	チェック項目	確認ポイント
①	出来る利用者には、義歯の着脱、自分で磨ける部分のブラッシング、その後のうがいを促したか	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が自分でできることを促している。 (義歯の着脱、ブラッシング、うがい等) ・意識状態を確認している。

(解説)

- ・口腔ケアは、エチケットの問題だけでなく、口腔内を清潔に保つことにより、雑菌の繁殖や侵入を防ぎ、健康を保つためにも重要な介助行為です。
- ・口腔への刺激は、唾液の分泌を促進させ、食欲を増進させます。また口腔内の確認は、義歯であっても歯周病をはじめとする疾患や、義歯の調整の必要性を確認することができ、効率の良い食事動作の獲得につながります。
- ・また、うがいをする行為は、口腔の筋肉の衰えを予防する効果も期待できるため、うがいができる利用者には促すことが大切です。

	チェック項目	確認ポイント
②	義歯の着脱の際、利用者に着脱を理解してもらい、口を大きく開けて口腔内に傷をつけないよう配慮しながら、無理なく行ったか	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状態に応じて、義歯の着脱をしている。 ・着脱の際、声かけをしている。 ・力任せに介助をしていない。

(解説)

- ・義歯は細菌が繁殖しやすいため、毎日清掃することが大切です。
- ・無理に力をかけてはまずそうとすると、義歯の変形や口腔内に傷をつけてしまうため、正しい方法を身につける必要があります。

	チェック項目	確認ポイント
③	スポンジブラシやガーゼ等を用いた清拭について、速やかに行い、利用者に不快感を与えなかったか	<ul style="list-style-type: none"> ・声かけをして、利用者が苦しくないか聞いている。 ・長い時間をかけず、速やかに清拭をしている。

(解説)

- ・義歯の方の場合、義歯との接触面には多くの細菌が繁殖しているため、誤嚥性肺炎等の原因になります。

	チェック項目	確認ポイント
④	歯磨きや清拭の後、口腔内を確認し、磨き残し、歯茎の腫れ、出血等がないか確認したか	<ul style="list-style-type: none"> ・歯磨きや清拭の後、利用者に仕上がりを聞いている。 ・口の周りの衛生状態を確認している。 ・歯茎が腫れていないか、出血がないか確認している。

(解説)

- ・抵抗力の低下した方は特に、口腔内の衛生管理を怠ると、呼吸器や循環器等の疾患にもつながります。清潔にするだけでなく、歯茎が腫れていたり、出血がある等少しでも気になる症状がある場合は、医療職に報告しましょう。

3. 排泄

(1) 排泄の準備を行うことができる

「利用者の不快感や羞恥心を軽減し、利用者の状態に応じた排泄介助の準備ができているか確認する」

<チェック項目>

- ① 排泄の間隔を確認したか
- ② 排泄介助に当たり、介助内容を伝え、利用者の同意を得たか
- ③ 利用者のA D L（日常生活動作）を把握し、排泄する上で、できる部分は利用者に行ってもらったか

<チェック項目と確認ポイント>

	チェック項目	確認ポイント
①	排泄の間隔を確認したか	・前回の排泄時間や内容を確認している。

(解説)

- ・排泄パターンは利用者によって異なるため、介護する側の都合で排泄パターンを変えてしまうことがないよう、排泄習慣の維持に努める必要があります。

	チェック項目	確認ポイント
②	排泄介助に当たり、介助内容を伝え、利用者の同意を得たか	・声かけをし、これから介助することを伝えている。 ・利用者を手伝ってもいいか許可をとっている。

(解説)

- ・排泄は、人間の尊厳にかかわる極めてプライベートな行為です。利用者の尊厳を保持し、羞恥心への配慮からも、必ず介助内容を伝え同意を得ることが必要です。

	チェック項目	確認ポイント
③	利用者のA D Lを把握し、排泄する上で、できる部分は利用者に行ってもらったか	・利用者が出来る部分は、自らが行うように促している。 ・利用者に応じた排泄方法を選択している。

(解説)

- ・排泄は、人間のプライドや羞恥心にかかわる介助であると同時に、介助回数も多く、利用者だけでなく介護職員にとっても負担の大きい介助です。利用者の状態に合わせ、環境を整備することで、利用者自身の能力の活用も進み、利用者のみならず介護職員の負担軽減にもつながります。

(2) おむつ交換を行うことができる

「利用者の状態に応じたおむつ交換ができていないか確認する」

<チェック項目>

- ① 利用者に尿意、便意の有無、排泄した感じの有無を聞き、おむつ・パッドを換えることなどの介助内容を伝え、承諾を得ているか
- ② おむつ・パッド交換の際、カーテンやスクリーンを使用する等してプライバシーに配慮したか
- ③ おむつ・パッドを尿漏れしない位置に装着したか
- ④ おむつ・パッドを装着後、衣服、寝具等にしわがないように整えたか
- ⑤ 排泄後、利用者の体調確認を行ったか

<チェック項目と確認ポイント>

	チェック項目	確認ポイント
①	利用者に尿意、便意の有無、排泄した感じの有無を聞き、おむつ・パッドを換えること等の介助内容を伝え、承諾を得ているか	<ul style="list-style-type: none"> ・尿意、便意、排泄した感じの有無を聞いている。 ・介助内容を説明している。 ・介助内容の承諾を得ている。

(解説)

- ・排泄は、人間の尊厳にかかわる極めてプライベートな行為です。利用者の尊厳を保持し、羞恥心への配慮からも、必ず介助内容を伝え同意を得ることが必要です。
- ・おむつ交換は、主に排泄後に実施されることから、できる限り迅速に行われることが大切です。

	チェック項目	確認ポイント
②	おむつ・パッド交換の際、カーテンやスクリーンを使用する等してプライバシーに配慮したか	<ul style="list-style-type: none"> ・カーテンやスクリーンを使用する等、他者に見えないようにしている。

(解説)

- ・周囲に人がいてもいなくても、羞恥心への配慮から、不必要な露出は避け、カーテンやスクリーンで周りから見えないようにしましょう。また、室内の温度調整や消臭等の換気も意識することが大切です。

	チェック項目	確認ポイント
③	おむつ・パッドを尿漏れしない位置に装着したか	<ul style="list-style-type: none"> ・布おむつや紙おむつ等、利用者にあったおむつ・パッドを選んでいる。 ・利用者に装着感を確認している。

(解説)

- ・声かけ等により利用者に動作を促すことは、たとえわずかであっても利用者と介護職員が意識を合わせることができ、お互いの負担が軽減します。
- ・おむつを介して、臀部や背部に便や尿が広がる可能性があるため、排泄後の清拭の範囲も、十分観察したうえで丁寧に行う必要があります。

	チェック項目	確認ポイント
④	おむつ・パッドを装着後、衣服、寝具等にしわがないように整えたか	<ul style="list-style-type: none"> ・衣服や寝具等のしわがないよう整えている。

(解説)

- ・衣服やシーツにしわがあると、余計な摩擦を引き起こし、肌を傷つける可能性があります。装着後は必ず、確認し、しわやたるみがないようにしましょう。

	チェック項目	確認ポイント
⑤	排泄後、利用者の体調確認を行ったか	<ul style="list-style-type: none"> ・排泄物に異常がないか確認している。 ・利用者に体調を確認している。

(解説)

- ・利用者への体調確認と同時に、排泄物の色や性状等からいつもと違うところがないか見ることも必要です。少しでも異常がある場合は、医療職に報告しましょう。

(2) トイレ（ポータブルトイレ）での排泄介助ができる

「利用者の状態に応じたトイレでの排泄介助ができているか現認する」

<チェック項目>

- ① トイレ（ポータブルトイレ）で、利用者の足底がついているか、前屈姿勢がとれているか等座位の安定を確認したか
- ② トイレ（ポータブルトイレ）での排泄の際、カーテンやスクリーンを使用したり、排泄時にはその場を離れ、排泄終了時には教えてくださいと説明する等してプライバシーに配慮したか
- ③ ズボン、下着を下ろす了承を得て、支えながら下ろしたか
- ④ 排泄後、利用者にトイレトーパー等で拭いてもらい、拭き残しがあれば清拭を行うとともに、利用者の手洗いを見守る等により清潔保持をしたか
- ⑤ 排泄後、利用者の体調確認を行ったか

<チェック項目と確認ポイント>

	チェック項目	確認ポイント
①	トイレ（ポータブルトイレ）で、利用者の足底がついているか、前屈姿勢がとれているか等座位の安定を確認したか。	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の足底が床についているか確認している。 ・利用者が前屈姿勢をとれているか確認している。

(解説)

- ・前屈姿勢をとると、力が入りやすく、排泄しやすくなります。足底が床についているか確認し、安定した姿勢で排泄がおこなえるよう促しましょう。

	チェック項目	確認ポイント
②	トイレ（ポータブルトイレ）での排泄の際、カーテンやスクリーンを使用したり、排泄時にはその場を離れ、排泄終了時には教えてくださいと説明する等してプライバシーに配慮したか	<ul style="list-style-type: none"> ・カーテンやスクリーンを使用する等、他者に見えないようにしている。 ・利用者の状況に応じて、その場を離れる等のプライバシーへの配慮を行っている。 ・その場を離れた後、再び、介護職員を呼ぶ方法を伝えている。

(解説)

- ・排泄中のプライバシーの保護は、周囲だけでなく、介護職員自身の視線も同様に配慮すべきです。そのため、安定座位が可能な場合は、いつでも利用者が必要な時に介護職員が呼び出せる環境整備を行ったうえで、適切な距離を取るようにしましょう。

	チェック項目	確認ポイント
③	ズボン、下着を下ろす了承を得て、支えながら下ろしたか	<ul style="list-style-type: none"> ・ズボンや下着を下ろす際、了承を得ている。 ・利用者が転倒しないよう、身体を支えている。

(解説)

- ・排泄は、人間の尊厳にかかわる極めてプライベートな行為です。利用者の尊厳を保持し、羞恥心への配慮からも、必ず同意を得ることが必要です。

	チェック項目	確認ポイント
④	排泄後、利用者にトイレットペーパー等で拭いてもらい、拭き残しがあれば清拭を行うとともに、利用者の手洗いを見守る等により清潔保持をしたか	<ul style="list-style-type: none"> ・排泄後、できるだけ自分で拭くよう促している。 ・拭き残しがあるか利用者に聞く等確認をして、清拭を行っている。 ・手洗いを促している。

(解説)

- ・利用者自身で拭くことができる場合は、羞恥心への配慮や自立支援の観点から、できるだけ拭いてもらうよう促すことが大切です。ただ、拭き残しがあると清潔を保てず、感染症の恐れもありますので、適宜手伝い清拭を行いましょう。

	チェック項目	確認ポイント
⑤	排泄後、利用者の体調確認を行ったか	<ul style="list-style-type: none"> ・排泄物に異常がないか確認している。 ・利用者の気分を聞くような声かけをしている。 ・利用者の表情を見ている。

(解説)

- ・利用者への体調確認と同時に、排泄物の色や性状等からいつもと違うところがないか見るすることも必要です。また、ポータブルトイレにて排泄後立ち上がってもらう場合、立ちくらみしやすく、転倒にも注意が必要です。

4. 衣服の着脱

(1) 衣服の着脱ができる

「室温やプライバシー等周囲の環境に応じて、適切な時間内に着脱ができるよう、利用者の状態に応じた衣服の着脱ができているか確認する」

<チェック項目>

- ① 体調や気候に配慮しながら、利用者の好みの衣服を選んでもらったか
- ② スクリーンやバスタオルを使い、プライバシーに配慮したか
- ③ 着衣の際に、患側から健側の順番で行ったか
- ④ 脱衣の際に、健側から患側の順番で行ったか
- ⑤ ボタンの取り外し等、自力でできるところは自分で行うよう利用者に促したか
- ⑥ しわやたるみがないか確認したか

<チェック項目と確認ポイント>

	チェック項目	確認ポイント
①	体調や気候に配慮しながら、利用者の好みの衣服を選んでもらったか	<ul style="list-style-type: none"> ・その日の体調や気候に配慮した衣服を選んでいる。 ・選んだ衣服がいいかどうか、利用者に確認している。

(解説)

- ・衣服は、利用者の身体の状態や生活場面、好みにあわせて、形や材質を選択し、生活習慣にも配慮します。場合によっては、前開きで袖付けがゆったりしている着脱しやすい衣服を選ぶことも考えられます。

	チェック項目	確認ポイント
②	スクリーンやバスタオルを使い、プライバシーに配慮したか	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者に見えないよう、スクリーンやバスタオルを利用している。

(解説)

- ・プライバシーについては、周囲にいる人だけでなく、介護職員の視線を含めた配慮を行う必要があります。

	チェック項目	確認ポイント
③	着衣の際に、患側から健側の順番で行ったか	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の稼働領域について把握している。
④	脱衣の際に、健側から患側の順番で行ったか	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の稼働領域について把握している

(解説)

- ・衣服の着脱では「脱健着患」が重要です。動きやすい腕から衣服を着てしまうと、たとえば反対側が拘縮している場合、肘に負担がかかり、無理に動かすと痛みがでるかもしれません。そのため、患側に配慮するためにも、最初に動かすほうから袖を通し、脱ぐときはその反対にしましょう。
- ・また、着替えにはスピードも大切です。特に、入浴後では、ゆっくり着替えていると体が冷えてしまいます。また、恥かしさもあるでしょう。利用者に声かけをしながら、できるだけ素早くおこなうことが必要です。

	チェック項目	確認ポイント
⑤	ボタンの取り外し等、自力でできるところは自分で行うよう利用者に促したか	<ul style="list-style-type: none"> ・動作ごとの声かけを行っている。 ・利用者ができるところは行うよう促している。

(解説)

- ・利用者にできるところを行ってもらうことは大切ですが、たとえば、入浴後の衣服の着脱では室温や利用者の体調によっては身体に負担がかかる場合もあり、状況に応じて動作を手伝う、説明を付け加える等して介助することも考えられます。

	チェック項目	確認ポイント
⑥	しわやたるみがないか確認したか	・しわやたるみがないことを確認している

(解説)

- ・衣服にしわやたるみがあると、余計な摩擦を引き起こし、肌を傷つける可能性があります。着替えた際は必ず、衣服の状態を確認し、しわやたるみがないようにしましょう。
- ・また、身なりを整えることは、利用者の生活意欲を高めることにもつながります。

5. 体位変換

(1) 体位変換ができる

「効果的な声かけや利用者自身の残存能力を活かし、自立支援に向けた体位変換ができているか確認する」

<チェック項目>

- ① 利用者の膝を立て、テコの原理を活用しながら、体位変換したか
- ② 横向きになることができる人には自力で横になってもらったり、膝を自分で曲げられる人には自分で曲げてもらう等、利用者の残存機能を活かしながら体位変換したか
- ③ ベッドの下の方にずり落ちた場合には姿勢を正すなど、身体に摩擦を与えないように体位変換したか
- ④ 体位変換後、クッションやタオル等を使用し、安楽な体位保持への介助を行ったか

<チェック項目と確認ポイント>

	チェック項目	確認ポイント
①	利用者の膝を立て、テコの原理を活用しながら、体位変換したか	・利用者の膝を立てたり、身体を小さくまとめてから体位変換している。

(解説)

- ・体位変換を行うことで、長時間同じ体位を続けることによって生じる筋肉の委縮、関節の拘縮、褥そうを予防することができます。寝たきりの利用者であっても、体位変換は必要です。
- ・力任せで行う体位変換は、利用者の身体にも負担をかけ、介護職員にとっても腰痛の原因になることがあります。利用者や介護職員の身体の一部を支点として、重心の移動を効果的に行う必要があります。

	チェック項目	確認ポイント
②	横向きになることができる人には自力で横になってもらったり、膝を自分で曲げられる人には自分で曲げてもらう等、利用者の残存機能を活かしながら体位変換したか	・利用者の残存能力を活かすように、「膝を曲げられますか」「横になれますか」等の具体的な声かけをしている。

(解説)

- ・体位変換は、寝返り・起き上がり等、次の動作に進むための基本の動作にあたります。そのため、体位変換の能力の向上は、利用者の動作能力の可能性を高めます。

	チェック項目	確認ポイント
③	ベッドの下の方にずり落ちた場合には姿勢を正す等、身体に摩擦を与えないように体位変換したか	・利用者に姿勢を正すことを説明している。

(解説)

- ・摩擦は肌に余計な負担がかかり、褥そうの原因にもなります。できるだけ摩擦を与えないように体位変換すると同時に、シーツや衣服にしわやたるみがないか確認することも大切です。

	チェック項目	確認ポイント
④	体位変換後、クッションやタオル等を使用し、安楽な体位保持への介助を行ったか	・クッションやタオル等を使用している。 ・利用者に楽な姿勢かどうか、聞いている。

(解説)

- ・安楽な体位かどうかは利用者自身に確認する必要があります。その日の状態や変換後の体位によっても、楽な姿勢は変わりますので、都度確認が必要です。

(2) 起居の介助ができる

「効果的な声かけや利用者自身の残存能力を活かし、自立支援に向けた起居の介助ができているか確認する」

<チェック項目>

- ① 起きる前に、利用者の疾病等に応じて、体調や顔色を確認したか
- ② 全介助が必要な利用者の上体がカーブを描くように起こしたか
- ③ 一部介助が必要な利用者について、膝曲げてもらう、柵をつかんでもらう等利用者の残存機能を活かしながら起居の支援を行ったか
- ④ 利用者を側臥位にし、テコの原理を活用しながら、無理のない起居の介助を行ったか

<チェック項目と確認ポイント>

	チェック項目	確認ポイント
①	起きる前に、利用者の疾病等に応じて、体調や顔色を確認したか	<ul style="list-style-type: none"> ・起き上がる前に、利用者に体調がいいかどうか、聞いている。 ・利用者の顔色を見ている。

(解説)

- ・利用者は常に起居できる状態にあるとは限りません。当日の身体等の状態を確認し、起居ができるかどうか判断するための情報を把握します。
- ・ただし、いきなり介助を始めると利用者には不安を与える恐れがありますので、始めに「何のための起居」であるかを説明し、利用者の不安の軽減を図るとともに、反応を見て、起居が可能かを判断します。

	チェック項目	確認ポイント
②	全介助が必要な利用者の上体がカーブを描くように起こしたか	<ul style="list-style-type: none"> ・状態がカーブするように起こしている。

(解説)

- ・人間は起き上がるときに、自然とカーブを描くように起き上がっています。利用者を起こす際にも、身体がまっすぐの状態では、負担がかかります。また、介護職員にとってもカーブを描くように起こすことは、無理のない介助となります。

	チェック項目	確認ポイント
③	一部介助が必要な利用者について、膝曲げてもらう、柵をつかんでもらう等利用者の残存機能を活かしながら起居の支援を行ったか	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の残存能力を活かすように、「膝を曲げられますか」「横になれますか」等の具体的な声かけをしている。

(解説)

- ・ケアの実施にあたっては、利用者自身の主体性の尊重、QOLの向上等を図るため、残存機能・能力の活用を目指します。

	チェック項目	確認ポイント
④	利用者を側臥位にし、テコの原理を活用しながら、無理のない起居の介助を行ったか	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の膝を立てたり、身体を小さくまとめてから体位変換している。 ・利用者に無理のない介助だったか、聞いている。

(解説)

- ・力任せで行う起居の介助は、利用者の身体にも負担をかけ、介護にとっても腰痛の原因になることがあります。利用者や介護職員の身体の一部を支点として、重心の移動を効果的に行う必要があります。

6. 移乗・移動

(1) 車いすでの移動介助ができる

「安心、安全で、利用者の状態に応じた車いすでの移動介助ができていないか確認する」

<チェック項目>

- ① 車いすのフットレスト（フットサポート）やブレーキ、タイヤの空気等の動作不良がないかを予め確認しているか
- ② 車いすのフットレスト（フットサポート）に足底がしっかり乗っているか確認しているか
- ③ 動きだしや方向転換、上り坂や下り坂、でこぼこ道など、状況の説明や声かけ等、都度行えたか
- ④ 利用者の手や腕が、駆動輪（大車輪）に巻き込まれていないか注意したか
- ⑤ 利用者がしっかりと車いす上で座位を保っていることを確認したか
- ⑥ 狭い空間や曲がり角等で、フットレストを壁などにぶつけることなく、車いすの介助が出来たか

<チェック項目と確認ポイント>

	チェック項目	確認ポイント
①	車いすのフットレスト（フットサポート）やブレーキ、タイヤの空気等の動作不良がないかを予め確認しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすの点検を事前に行っている。 ・利用者が乗車する前にも、動作不良がないか触る等して確認している。

(解説)

- ・車いすに乗るとき、降りるときには必ずブレーキがかかっていることを確認してください。車いすがしっかり固定されていないと、転倒のもとになりケガをすることがあります。
- ・車いすはただの移動手段ではなく、自分の足で歩くことができない人にとっては身体の一部です。安全点検はしっかり行いましょう。

	チェック項目	確認ポイント
②	車いすのフットレスト（フットサポート）に足底がしっかり乗っているか確認しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・足底がついていることを確認している。

(解説)

- ・足底がきちんとフットレストについていないと、動き出したときにバランスを崩し、転落の危険性があります。利用者自身にも足底がついているかどうか聞いて、姿勢について意識してもらうことも大切です。
- ・また、移動中も足がフットレストから落ちていないか、確認しながら介助する必要があります。

	チェック項目	確認ポイント
③	動きだしや方向転換、上り坂や下り坂、でこぼこ道等、状況の説明や声掛け等、都度行えたか	<ul style="list-style-type: none"> ・進路方向に段差等特異な形態がある際、事前に声かけをして、説明している。

(解説)

- ・突然動きだしたり、道の状態が変わり揺れ等が生じると、利用者は不安を感じます。また、動き出すときには、どこまで移動するのか、利用者と介護職員の認識を統一することも大切です。

	チェック項目	確認ポイント
④	利用者の手や腕が、駆動輪（大車輪）に巻き込まれていないか注意したか	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の手が大腿部に置かれている、もしくはアームレストの上に置かれていることを確認している。 ・麻痺等があり手の位置が安定しない場合は、健側の手で患側の手をおさえてもらうよう声かけをしている。

（解説）

- ・動き出すときはもちろんですが、移動している最中も手の位置を常に意識する必要があります。また、衣服の巻き込みにも注意が必要です。

	チェック項目	確認ポイント
⑤	利用者がしっかりと車いす上で座位を保っていることを確認したか	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に深く座っているか、身体が傾いていないか、聞いている。 ・姿勢が崩れた場合気付いて修正できている。

（解説）

- ・車いすに浅く座り、背もたれに背中がついている状態では、車いすからすべり落ちる可能性があり非常に危険です。必ず、深く座っているか、身体が傾いていないか確認しましょう。また、利用者に聞いて、確認することも大切です。

	チェック項目	確認ポイント
⑥	狭い空間や曲がり角等で、フットレストを壁等にぶつけることなく、車いすの介助が出来たか	<ul style="list-style-type: none"> ・進行方向に何があるのか、どのような道なのか、確認している。

（解説）

- ・車いすを押している際、利用者とは話をするのは大切ですが、会話に夢中になり壁や障害物等にフットレストやタイヤ等をぶつけてしまうことがあります。利用者とのコミュニケーションをとりながらも、介護職員という自覚を忘れずに、常に周囲の状況を確認することが大切です。

(2) 車いすへの移乗ができる

「利用者の動作能力を見極め、自立に向けた支援ができるよう、利用者の状態に応じた車いすへの移乗ができているか確認する」

<チェック項目>

- ① 介助を始める前に、車いすのフットレスト（フットサポート）やブレーキに動作不良がないか、車いすにブレーキがかかっているか、フットレスト（フットサポート）が上がっているか、タイヤの空気が十分かを予め確認したか
- ② 移乗がしやすいよう、ベッドの高さを調整するとともに、利用者の足底がついた状態で介助を行ったか
- ③ 一部介助の場合、利用者に健側の手でベッドから遠い方のアームレスト（アームサポート）をつかんでもらい、患側を保護しながら前傾姿勢で立ちあがるよう、声をかけ、介助を行ったか
- ④ 全介助の場合、利用者の体と密着させる、利用者の腰に手を回す、利用者に介護者の肩に手をまわしてもらう等、移乗がしやすい体勢をとったか
- ⑤ 利用者の体を回転させて、車いすに深く座らせることができたか
- ⑥ 移乗用リフト、スライディングボードやスライディングシート等の福祉用具を用いた移乗の場合、あらかじめ定められた手順・方法に沿って、安全に移乗することができたか

<チェック項目と確認ポイント>

	チェック項目	確認ポイント
①	介助を始める前に、車いすのフットレスト（フットサポート）やブレーキに動作不良がないか、車いすにブレーキがかかっているか、フットレスト（フットサポート）が上がっているか、タイヤの空気が十分かを予め確認したか	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすの点検を事前に行っている。 ・利用者が乗車する前にも、動作不良がないか触る等して確認している。

(解説)

- ・車いすに乗るとき、降りるときには必ずブレーキがかかっていることを確認してください。車いすがしっかり固定されていないと、転倒のもとになりケガをする場合があります。
- ・車いすはただの移動手段ではなく、自分の足で歩くことができない人にとっては身体の一部です。安全点検はしっかり行いましょう。

	チェック項目	確認ポイント
②	移乗がしやすいよう、ベッドの高さを調整するとともに、利用者の足底がついた状態で介助を行ったか	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の足が床につくように、ベッドの高さを調整している。

(解説)

- ・車いす等に移り移る際は、移乗先の高さともベッドをあわせ、利用者の足が床についていると、移乗動作がしやすくなります。

	チェック項目	確認ポイント
③	一部介助の場合、利用者に健側の手でベッドから遠い方のアームレスト（アームサポート）をつかんでもらい、患側を保護しながら前傾姿勢で立ちあがるよう、声をかけ、介助を行ったか	<ul style="list-style-type: none"> ・立ち上がりの方法について、具体的に声かけをしている。 ・利用者の患側を把握し、保護しているか確認している。

(解説)

- ・利用者の状況を確認しながら、必要な動作のみ介助することが、自立支援につながります。

	チェック項目	確認ポイント
④	全介助の場合、利用者の体と密着させる、利用者の腰に手を回す、利用者に介護者の肩に手をまわしてもらう等、移乗がしやすい体勢をとったか	・利用者にご手を掴んでほしいか等、具体的に声かけしている。

(解説)

- ・車いすの移乗介助は、利用者の転倒や、介護職員の腰痛等が起こる可能性の高いものです。ボディメカニクスを活用し、頭を動かす、足に力を入れる等声かけをまめに行うことで、利用者の残存能力を活かす介助を行うことが大切です。利用者が動作すべきことの指示を行うことにより、介護職員の負担も軽減できます。

	チェック項目	確認ポイント
⑤	利用者の体を回転させて、車いすに深く座らせることができたか	・一部介助の利用者の場合、健側の足を軸にして回転している。 ・移乗後、深く座れているか、利用者に聞いている。

(解説)

- ・車いすに深く座らせないで、背もたれに背中がついている状態では、車いすからすべり落ちる可能性があります。非常に危険です。また、臀部への負担が大きく、褥瘡の原因にもなりますので、注意が必要です。

	チェック項目	確認ポイント
⑥	移乗用リフト、スライディングボードやスライディングシート等の福祉用具を用いた移乗の場合、あらかじめ定められた手順・方法に沿って、安全に移乗することができたか (※使用していない場合は、評価対象外)	・利用者の移乗に適した福祉用具を理解している。 ・福祉用具の使い方を知っている。

(解説)

- ・福祉用具の活用は、利用者だけでなく介護職員の負担も軽減することができます。

(3) 杖歩行の介助ができる

「利用者が転倒しないように安全にも配慮し、利用者の状態に応じた杖歩行の介助ができているか確認する」

<チェック項目> ※白杖は除く

- ① 利用者の杖を持つ手と反対側のやや斜め後ろに立ったか
- ② 二動作歩行や三動作歩行の声かけを行えたか
- ③ 急がせず、利用者のペースに合った介助・誘導を行ったか

<チェック項目と確認ポイント>

	チェック項目	確認ポイント
①	利用者の杖を持つ手と反対側のやや斜め後ろに立ったか	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の杖を持つ手がどちらか理解している。 ・利用者が歩き出す方向を聞いている。

(解説)

- ・杖歩行は、利用者の状態によって介助量が大きく異なります。このうち一部介助が必要なものでも、日常生活において、介助歩行の機会が増えることにより活動性が向上し、歩行能力も改善します。そのため、適切な介助量にて、歩行の機会を提供することにより、利用者の今後の能力が大きく違ってきます。より安全で適切な介助の提供が求められています。

	チェック項目	確認ポイント
②	二動作歩行や三動作歩行の声かけを行えたか	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行開始時や歩行中に、利用者に声かけをしている。 ・利用者の杖を使った歩き方を理解している。

(解説)

- ・杖を使用した歩き方は2種類あります。二動作歩行と三動作歩行の違いを理解し、利用者にあった歩行で声かけする必要があります。

	チェック項目	確認ポイント
③	急がせず、利用者のペースに合った介助・誘導を行ったか	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の歩く速度にあわせて、介助している。 ・進行方向に障害物がある場合等、利用者に声かけし伝えている。

(解説)

- ・杖歩行は、転倒リスクも高く、介助の方法によっては、骨折等の重要な事故につながりかねませんので、利用者に声かけし、無理のないペースで介助・誘導することが大切です。

注)

視覚障害者が使用する白杖の場合は、介助方法が異なります。

介助するときは、利用者の半歩前に立ち、利用者に肘の少し上を握ってもらう等して、誘導するようにしましょう。

ただし、利用者と介助する側の体格によっても異なりますので、利用者に安心できる部位はどこか、どのようにしたら動きやすいのか聞くことも大切です。

6. 利用者特性への応じた対応

(1) 利用者特性に応じたコミュニケーションができる

「利用者の個性や障害に応じたコミュニケーションをとり、介護の提供の際に必要な本人の意向確認を行っているか現認する」

<チェック項目>

- ① 認知能力障害がある利用者に対し、介護を提供する際、利用者の特性に応じた声かけやジェスチャーを行い、表情等から、利用者の意向を確認することができたか
- ② 視覚に障害がある利用者に対し、介護を提供する際、利用者の特性に応じた声かけを行い、表情等から、利用者の意向を確認することができたか
- ③ 聴覚障害・難聴がある利用者に対し、利用者の特性に応じた声かけやジェスチャーを行い、表情等から、利用者の意向を確認することができたか
- ④ 情緒や気分がむらがある利用者、こだわりや強迫に関する不安のある利用者に対し、利用者の特性に応じた声かけやジェスチャー、時には絵や写真を利用する等の工夫を行い、表情等から、利用者の意向を確認することができたか

<チェック項目と確認ポイント>

	チェック項目	確認ポイント
①	認知能力障害がある利用者に対し、介護を提供する際、利用者の特性に応じた声かけやジェスチャーを行い、表情等から、利用者の意向を確認することができたか	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の個性や認知機能障害に応じた声かけをしている。 ・介護内容を説明している。 ・利用者の意向を確認している。

(解説)

- ・認知症の症状が見られる高齢者、幻聴や幻覚等ある精神障害、こだわりや強迫のある不安や、落ち着きがなく衝動性が強い発達障害のある児童等、コミュニケーションが取りにくい利用者に対しては、介護内容を伝える際には、個性や障害といった利用者の特性に合わせた工夫を行うことが大切です。
- ・利用者の中には自分の気持ちをうまく言葉で表現できない人もいます。利用者の表情や体の動きをよく観察し、気持ちを理解しようとする必要があります。
- ・また、手や腕の動き、体全体を使った動き等、非言語コミュニケーションで伝えることも有効です。

	チェック項目	確認ポイント
②	視覚に障害がある利用者に対し、介護を提供する際、利用者の特性に応じた声かけを行い、表情等から、利用者の意向を確認することができたか	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の個性や視覚障害に応じた声かけをしている。 ・上下、左右等空間的な用語を取り入れる等して、介護内容を説明している。 ・利用者の意向を確認している。

(解説)

- ・声をかける際は、利用者に声をかけていることがわかるように、正面から話しかけたり、肩に少しふれる等してから、利用者の名前を呼びましょう。まだお互いを認識していない場合は、初めに名乗ることも必要です。
- ・また、いきなり腕をつかんだり、引っ張ったりすると驚いてしまうため、必ず声をかけてから介助することが大切です。
- ・視覚障害のある利用者には、たとえば食事の際、食べ物の位置を時計の文字盤になぞられるクロックポジションで説明するとわかりやすい場合があります。
- ・見え方や、併せ持つ障害は様々なため、利用者に意向を聞くことが重要です。

	チェック項目	確認ポイント
③	聴覚障害・難聴がある利用者に対し、利用者の特性に応じた声かけやジェスチャーを行い、表情等から、利用者の意向を確認することができたか	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の個性や聴覚障害・難聴に応じた声かけをしている。 ・介護内容を説明している。 ・利用者の意向を確認している。

(解説)

- ・聴覚障害のある利用者は、音によっては周囲の状況を判断できないときがあります。車のクラクションや救急車のサイレン、電車のドアが閉まる時のベル等、緊急の場合に対応できないことがあることを理解する必要があります。
- ・補聴器をつけている利用者もありますが、普通の会話をすべて聞き取れる訳ではありません。利用者の状態にあわせた声かけをすることが大切です。
- ・利用者とのコミュニケーションは、手話、筆談、口話、ジェスチャー、指文字、メール等様々です。利用者の状態や障害の程度にあわせたコミュニケーションを常に考え、接するようにしましょう。

	チェック項目	確認ポイント
④	情緒や気分がむらがある利用者、こだわりや、強迫に関する不安のある利用者に対し、利用者の特性に応じた声かけやジェスチャー、時には絵や写真を利用する等の工夫を行い、表情等から、利用者の意向を確認することができたか	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の個性や情緒・気分障害に応じた声かけをしている。 ・介護内容を説明している。 ・利用者の意向を確認している。

(解説)

- ・情緒や気分がむらがある利用者は、自分の意思で感情等をコントロールできず、他者とのコミュニケーションに支障をきたすことがあります。利用者の生活リズムや特性を把握することで、周囲の環境や声かけの方法を工夫することができるため、利用者についてよく理解することが重要です。

(2) 利用者がいつもと違う行動（攻撃的行動、突発的行動、対応が困難な行動等）を行った場合に対応できる

「利用者のいつもと違う行動とその背景にある原因を追究し、必要な対応を行っているか現認する」

<チェック項目>

- ① いつもと違う行動が見られた利用者を観察し、脅威や不安を感じない（利用者の表情・行動にネガティブな変化がない）よう近づき、声をかける等対応し、利用者の行動や表情から不安・不快感等を軽減させることができたか
- ② いつもと違う行動が見られた利用者の表情、感情表現、行動などいつもと違う様子について確認し、なぜそのような行動をしたか、職員対応や本人の生活環境の変化等を確認し、記録したか
- ③ いつもと違う行動が見られた利用者がなぜそのような行動をしたかを、心身状況、生活歴、価値観・嗜好、家族・他者との関係、家族から収集した情報等を確認し、記録したか

<チェック項目と確認ポイント>

	チェック項目	確認ポイント
①	いつもと違う行動が見られた利用者を観察し、脅威や不安を感じない（利用者の表情・行動にネガティブな変化がない）よう近づき、声をかける等対応し、利用者の行動や表情から不安・不快感等を軽減させることができたか	<ul style="list-style-type: none"> ・いつもと違う行動を観察している。 ・脅威や不安を感じないような声かけをしている。

(解説)

- ・精神疾患による、こだわりや、強迫的な不安のある方、衝動性のある方には、落ち着いた空間の提供、不安を和らげるための確認作業に対する追認、こだわりのある物から距離を置く工夫をすることが大切になります。

	チェック項目	確認ポイント
②	いつもと違う行動が見られた利用者の表情、感情表現、行動等いつもと違う様子について確認し、なぜそのような行動をしたか、職員対応や本人の生活環境の変化等を確認し、記録したか	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の日頃の様子を理解している。 ・利用者のカルテ等を確認し、生活環境に変化がなかったか等、原因を探している。

(解説)

- ・認知症の症状が見られる高齢者や発達障害のある児童等、何かがあった時や訴えがあるとき、言語ではなく、行動に現れることが多々あります。その場合、「〇〇だから」と、簡単に片づけず、その行動の背景にある原因について、丁寧に観察や情報収集することが大切です。
- ・また、認知症の症状が見られる高齢者や発達障害のある児童等は、環境の変化により、容易にいつもと違う行動や症状が出やすい事を知っておくことも大切です。

	チェック項目	確認ポイント
③	いつもと違う行動が見られた利用者がなぜそのような行動をしたかを、心身状況、生活歴、価値観・嗜好、家族・他者との関係、家族から収集した情報等を確認し、記録したか	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の日頃の様子を理解している。 ・利用者のカルテ等を確認したり、家族から話を聞き、原因を探している。

(解説)

- ・利用者の施設内の様子だけでは、なぜそのような行動をしたか、判断できないことがあります。家族や友人との関係に変わりがないか、体調の変化はないか等、確認が必要です。

I. 必須業務 I - 2. 安全衛生業務

中項目	No	小項目
1. 感染予防	(1)	適切な手洗いができる
	(2)	健康上のリスクへの対応と疾病の予防のために必要なことを行うことを意識したうえで、自己のケア及び感染予防対策ができる
	(3)	感染症予防対策ができる
2. 事故対応	(1)	咳やむせこみに対応ができる
	(2)	ヒヤリハットや事故発生時の報告ができる

1. 感染予防

(1) 適切な手洗いができる

「手の洗浄の必要性と手順を理解し、実践しているか、またケア終了毎に手を洗い清潔な状態で次の行動に移れているかを現認する」

<チェック項目>

- 手のひらを合わせ、よく洗っているか
- 手の甲をのばすように洗っているか
- 指先、爪の間、手のひらのくぼみをよく洗っているか
- 爪の生え際を指1本ずついねいに洗っているか
- 指の間を十分に洗っているか
- 親指を手のひらでねじり洗いをしているか
- 小指側の側面をこすっているか
- 指4本分以上上まで手首も洗っているか
- 流水でよく洗い流しているか
- ペーパー等でよく拭き取り、乾燥させているか
- 一つのケア後毎に手洗いしているか

(解説)

- ・手は、日常生活において様々な場面で使用するため、一見きれいに見えても、細菌やウイルス等がたくさん付着しています。たとえば、手を洗わずに食事をすると、感染症や食中毒の原因にもなります。自身の健康管理と共に、人に病気をうつさないためにも手洗いは大切です。
- ・また、病気を発症している利用者の便や吐瀉物を処理した後の手洗い・消毒が不十分な場合、手指から感染することも多く、そのまま別の利用者のケアをすると別の利用者にも感染してしまう可能性があります。抵抗力の弱い利用者の場合、命の危険にもつながりますので、必ずケアの前後には手を洗いましょう。
- ・アルコール消毒がある場合は、手洗い後に消毒も行うようにしましょう。

(2) 健康上のリスクへの対応と疾病の予防のために必要なことを意識したうえで、自己のケア及び感染予防対策ができる

「抵抗力のない利用者が多いことを認識し、感染症等が発生しないように、また、職業上起こりうる健康上のリスクを理解し、自らの健康を維持管理することができるか確認する」

<チェック項目>

- 予防接種や定期的な健康診断を受けているか
- 風邪を引いた場合には、マスクをし、頻繁にうがいや手洗いをするなど自己のケアを行っているか
- 体調が悪い時に、体調について上司に報告をしているか

<チェック項目と確認ポイント>

チェック項目	確認ポイント
予防接種や定期的な健康診断を受けているか	<ul style="list-style-type: none"> ・（実習実施機関のルールに従って）インフルエンザ等の予防接種を受けている。 ・定期検診を受けている。 ・定期検診で指摘された事項に対する結果を報告している。

(解説)

- ・職場でおこなう定期検診は、最も確実に受けられる健康チェックの方法ですが、これは介護職員が行わなければならない義務です。必ず受診し、指摘された事項については、経過観察・再検・受診のレベルに応じて対応し報告を行います。
- ・また、予防接種は、疾病や感染症から自らを守る手段です。インフルエンザ等の感染症に罹ると利用者や施設職員へ伝播するため、場合によって予防接種するようにしましょう。

チェック項目	確認ポイント
風邪を引いた場合には、マスクをし、頻繁にうがいや手洗いをする等自己のケアを行っているか	<ul style="list-style-type: none"> ・風邪を引いた場合、マスクをし、頻繁にうがいや手洗いをしている。

(解説)

- ・感染防止として、手洗い・うがいの習慣が大切です。職場ではもちろんですが、私生活でも外から帰ったら手を洗い、うがいをすることや、人混みではマスクを着用し、日頃より手指のスキンケアを心掛けましょう。

チェック項目	確認ポイント
体調が悪い時に、体調について上司に報告をしているか	<ul style="list-style-type: none"> ・体調が悪い時、体調について上司に報告している。

(解説)

- ・体調の悪い時は、熱を測り、症状とともに、職場の上司へ報告を行います。気になる程度であっても、そのままにせず、相談するのが良いでしょう。
- ・言いにくいことでも必要な時に相談できるように、日頃より同僚や上司とのコミュニケーションを取っておくことが大切です。

- ・障害のある人や、高齢で抵抗力のない人々のケアにあたる介護職員は、常に自らの健康をチェックし、心身共に良好な状態であることが前提となります。
- ・そのために、まず自らの健康に関心を持ち、自らを大切にすることが重要です。
- ・バランスの良い食事と睡眠、適度の運動を継続することは、体力保持とストレス解消、腰痛防止となります。

(3) 感染症予防対策ができる

「感染や感染症予防の具体策について理解しているか、また、実際のケアの中で、感染症予防に対する衛生管理ができているかを確認する」

<チェック項目>

- 利用者の血液、体液、分泌物、排泄物（汗を除く）、障害のある皮膚、粘膜に素手で接触した場合、手洗い及び消毒、または手袋の交換をしたか
- オムツ、清拭、エプロン等感染の媒介となるものを、床に直接置いていないか
- 嘔吐物、排泄物、血液等の感染源になるものがある場所の消毒を確実に行ったか
- 消毒を行ったことを、上司に報告したか

<チェック項目と確認ポイント>

チェック項目	確認ポイント
利用者の血液、体液、分泌物、排泄物（汗を除く）、障害のある皮膚、粘膜に素手で接触した場合、手洗い及び消毒、または手袋の交換をしたか	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗い及び消毒をしている。 ・手袋を交換している。

(解説)

- ・感染は感染源（病原微生物）、感染経路（侵入）、感受性（抵抗力）の3要因がそろった場合に起こりますが、必ずしも発病するとは限りません。そのため、感染が疑われるか否かではなく、利用者の血液、体液、分泌物、排泄物（汗を除く）、障害のある皮膚、粘膜に素手で接触した場合は、手洗い及び消毒を行う必要があります。
- ・また、手袋装着をしてケアを行うことも必要とされます。日常のかかわりの中で手袋の装着に関しては賛否あるところですが、このことは、結果として介護職員が利用者間の感染の媒介にならないという対応の一つでもありますので、利用者の心理面に十分配慮しながら行うことが求められています。

チェック項目	確認ポイント
オムツ、清拭、エプロン等感染の媒介となるものを、床に直接置いていないか	<ul style="list-style-type: none"> ・オムツ、清拭、エプロン等感染の媒介となるものを、床に直接置いていない。 ・感染源となるものを密封して適切に処理している

(解説)

- ・床に敷いた新聞紙の上に、おむつ、エプロン等感染の媒体となるものを置いた場合、床に直接置いていることと同じとなり、適切な対策ができていないことを理解する必要があります。

チェック項目	確認ポイント
嘔吐物、排泄物、血液等の感染源になるものがある場所の消毒を確実に行ったか	<ul style="list-style-type: none"> ・嘔吐物、排泄物、血液等の感染源になるものがある場所に印をつけ、消毒している。

(解説)

- ・嘔吐物、排泄物、血液等の拭き残しがあると、それを吸収したほこり等が空気中に舞い、周囲の人が吸い込んで感染する恐れがあります。施設や病院内での集団感染の原因にもなりますので、拭き残しがないか確認し、確実に消毒することが重要です。

チェック項目	確認ポイント
消毒を行ったことを、上司や同僚に報告したか	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒した結果を報告している。 (・記録をしている。)

(解説)

- ・感染症の疑いがある場合、他の利用者、職員等にも感染する可能性があります。出来事の経緯と結果について報告し、職員同士で情報を共有することが、感染症の予防対策につながります。

・日頃から、利用者の既往歴を確認しておくことで、感染症についての理解が深まります。

2. 事故発生予防

(1) 咳やむせこみに対応ができる

「咳やむせこみ等誤嚥の兆候に気付き、素早く適切に介助が行えるかを確認する」

<チェック項目>

- 咳の強さ、顔色等の観察をしたか
- 次の順で対応ができたか
(強い咳をするように声かけをしたか、背中を強く叩いたか、(それでも改善しない場合) 医療職に連絡したか)
- 報告したか

<チェック項目と確認ポイント>

チェック項目	確認ポイント
咳の強さ、顔色等の観察をしたか	<ul style="list-style-type: none"> ・咳の強さや状態を確認している。 ・利用者の顔色を見ている。

(解説)

- ・食事中、咳やむせこみが起こった場合、顔色が変わるといった、窒息の症状についても把握しておくといでしょう。また、呼吸音等にも注意し、食物が残留していないか、観察することも大切です。
- ・一人で対応しようとせず、周りにいる人に助けを求め、複数で体制を作ることも重要です。

チェック項目	確認ポイント
次の順で対応ができたか <ul style="list-style-type: none"> ・強い咳をするように声かけをしたか ・背中を強く叩いたか(タッピング)。 ・(それでも改善しない場合) 医療職に連絡したか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・呼吸器系に何らかの異常が見られた場合は、医療職に連絡し、確認を依頼している。 ・それ以外の場合、「強い咳をするように」等、具体的な指示を行っている。 ・利用者をやや前傾姿勢にし、背中を強く叩いている。 ・(それでも改善しない場合) 医療職に連絡し、確認を依頼している。

(解説)

- ・嚥下機能障害がある場合は、緊急時の対応については日頃から手順等を確認しておくことにより、いざというとき落ち着いて対応できます。
- ・いつもと違う呼吸音があったり、叩いても改善しない場合は、医療職への連絡が必須です。時間が経過すると命の危険に関わります。

チェック項目	確認ポイント
上司に報告したか	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の様子と対応を報告している。

(解説)

- ・咳やむせこみはその場で改善したとしても、体の機能が低下している可能性があります。どのようなことがあったのか、利用者の様子と対応を上司に報告することが大切です。

(2) ヒヤリハットや事故発生時の報告ができる

「ヒヤリハット」を意識してとり上げ、その対応策（予防策）を講じることができるか。また、分析した情報について、ケアチームで情報共有し、対応策を継続的に実践することができているかを確認する」

<チェック項目>

- 「事故には至らなかったがヒヤッとしたこと」「ハットした気づき」を意識してとり上げ、記録に残すことができたか
- 事故発生時の事業所・施設内のルールに従って報告すべき者に対して、事故発生時の状況について、いつ、どこで、誰が、どのように、どうしたかを明瞭に伝えることができたか

<チェック項目と確認ポイント>

チェック項目	確認ポイント
「事故には至らなかったがヒヤッとしたこと」「ハットした気づき」を意識してとり上げ、記録に残すことができたか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒヤリハットと事故の違いを理解している。 ・ヒヤリハットしたことがある。 ・ヒヤリハットしたエピソードを話すことができる。

(解説)

- ・「事故には至らなかったがヒヤッとした」「ハットした気づき」は意識しなければ気づかないまま見過ごしてしまうことがあります。事故を未然に防ぐには、日々の事故防止に関する小さな気づきが必要です。
- ・事故発生は、介護の現場でしばしば起こりうることです。介護職員が「ヒヤリハット」したことを、たとえ小さなことでも情報収集し、明確に記録に残し関係者間で共有することは、結果として事故発生を防ぐ最大の予防策になります。
- ・また、分析した情報をケアチームで共有し対応策を継続的に実践することは、利用者の安全を確保するという点において、介護職員の専門職がその役割を担うことになります。その点からも、対応すべき事態が起こった時の現場の確認と事実の記録の保存は重要ということになります。

チェック項目	確認ポイント
事故発生時の事業所・施設内のルールに従って報告すべき者に対して、事故発生時の状況について、いつ、どこで、誰が、どのように、どうしたかを明瞭に伝えることができたか。	<ul style="list-style-type: none"> ・（実習実施機関のルールに従って）事故発生状況について報告している。

(解説)

- ・万一、事故が発生した時は、事故の状況を、利用者やご家族に対し丁寧に説明し、理解（同意）を得ることが必要となりますので、上司にすみやかに、事故発生時の状況を具体的に（いつ、どこで、誰が、どのように、どうしたか等）報告します。
- ・医療現場で実施されている「インフォームド・コンセント（説明と同意）」と同様のこととなりますが、介護現場においても、ますます重要視されています。

Ⅱ. 関連業務（身体介護以外の支援）

中項目	No	小項目
1. 掃除、洗濯、調理	(1)	利用者の生活支援のための、掃除、洗濯等ができる
	(2)	ベッドメイキング・シーツ交換ができる
	(3)	利用者の状態に応じた居室環境整備ができる
2. 機能訓練の補助／レクリエーション	(1)	施設における身体介護以外の日々の活動で機能訓練の補助、レクリエーション等の見守りや補助ができる
3. 情報収集	(1)	利用者個人個人を認識できる
	(2)	利用者の変化について、必要な情報を収集できる
4. 記録・報告	(1)	量・頻度等チェックリストによる記録または報告ができる

1. 掃除、洗濯、調理

(1) 利用者の生活支援のための、掃除、洗濯等ができる

「利用者の居住環境の確保及び清潔な衣類等の提供において、必要な掃除洗濯の技術ができるかを確認する」

<チェック項目>

- 清掃・ゴミ捨てをしているか
- 洗濯をして、利用者に返却しているか
- 配膳・下膳・お茶入れ・配茶をしているか
- コップ等の消毒や洗浄をしているか

<チェック項目と確認ポイント>

チェック項目	確認ポイント
清掃・ゴミ捨てをしているか	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃に必要な必要物品を準備している。 ・その場に合った清掃をしている。 ・(実習実施機関のルールに沿って) ゴミの分別をしている。

(解説)

- ・清掃にはその場面や環境において必要な物品があります。そのため事前にそれらを用意する必要があります。
- ・ゴミは分別して廃棄することが必要です。内容は地域・施設環境によっても異なるので、その内容を確認しておく必要があります。

チェック項目	確認ポイント
洗濯をして、利用者に返却しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・洗濯物にあった洗濯方法を確認している。 ・洗濯した後、汚れが残っていないか、ボタンがとれていないか等確認している。 ・汚れや破損があった場合に、指導者に対応を依頼できる。 ・洗濯物についている利用者の名前を確認している。(名前がない場合は、利用者に聞いている。) ・洗濯した後は、元の位置にしまっている。

(解説)

- ・洗濯物は利用者個人の財産でもあり思いでの品であることもあります。洗濯方法の誤りによって、利用者の負担を強いることは避けなければなりません。そこで個別洗濯方法を確認する必要があります。
- ・洗濯をして返却する際には、汚れがとれているか、ボタンがとれていないか、ほころびがないか等を確認して返却すること必要があります。
- ・洗濯が終了したものは利用者の個人のタンス等に返却することが重要です。その際には利用者の氏名を確認し、確実に返却する必要があります。

チェック項目	確認ポイント
配膳・下膳・お茶入れ・配茶をしているか	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の名前を確認して食事を用意している。 ・(実習実施機関のルールに沿った) 下膳方法を知っている。 ・お茶やお湯の温度が熱いか、冷たいか判断してから配っている。

(解説)

- ・食事では、利用者個別の禁忌食や食事形態に配慮がなされています。そこで配膳前には名前を確認することが必要になります。
- ・食事では、利用者の健康状態の把握のために、何をどのくらい食べることができたか、確認する必要があります。確認記録は他の介護職員が行う場合もあるので、所定の方法を理解しておくことが必要になります。

- ・配茶等では、利用者の好みや季節によって適切な温度の提供が望まれます。また、熱いお茶の場合はやけどをすることも考えられるので、温度を事前に確認することが大切です。

チェック項目	確認ポイント
コップ等の消毒や洗浄をしているか	<ul style="list-style-type: none"> ・コップ等の消毒や洗い方を知っている。 ・コップ等に汚れがないか見ている。

(解説)

- ・コップ等には、その形態にあった消毒洗浄方法があります。その方法を確認しないと破損の恐れや、感染の危険性があります。
- ・コップ等を使用する場合には、事前に汚れを確認し、汚れがとれていない場合には再度消毒洗浄が必要になります。

(2) ベッドメイキング・シーツ交換ができる

「シーツのしわやたるみのないベッドメイキングを正しく行うことができるか、後始末をできるか確認する」

<チェック項目>

- シーツ交換を行えているか
- しわやたるみがないか確認しているか
- 汚れたシーツの後始末を正しくしているか
- ベッド周囲の現状復帰をしているか

<チェック項目と確認ポイント>

チェック項目	確認ポイント
シーツ交換を行えているか	<ul style="list-style-type: none"> ・(実習実施機関のルールに沿って) シーツの替え方を知っている。 ・必要な物品を準備している。 ・ほこりをたてたり床に落とさないようにしている。

(解説)

- ・施設におけるベッドメイキングの方法を確認することは、利用者の居住環境を確保するうえで重要な業務になります。
- ・利用者個別に必要な物品があることが考えられます。また、必要物品を準備してベッドメイキングを行うことは、効率的に業務を行うために必要なことです。

チェック項目	確認ポイント
しわやたるみがないか確認しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・シーツにしわやたるみがないか見ている。 ・しわやたるみがあった場合、とることができる。

(解説)

- ・ベッドのしわやたるみは褥そうの原因になります。また利用者の居住環境を最適に保てなくなります。そこでしわやたるみ作らないベッドメイキングの方法を習得しておくことが必要になります。

チェック項目	確認ポイント
汚れたシーツの後始末を正しくしているか	<ul style="list-style-type: none"> ・(実習実施機関のルールに沿って) 汚れたシーツの後始末の仕方を知っている。

(解説)

- ・汚れたシーツの後始末方法を確認しないことは、感染予防等危険リスクにつながります。そこで正しい方法を理解しておくことが必要になります。

チェック項目	確認ポイント
ベッド周囲の現状回復をしているか	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のベッド周囲のもとの状態に戻している。

(解説)

- ・ベッドメイキング終了時には、現状復帰を確認しないと利用者の転倒事故等につながります。そこで最後には現状復帰ができていないか否かの確認が必要になります。

(3) 利用者の状態に応じた居室環境整備が行える

「利用者の居住環境が確保されているか、安全を意識して清掃が行われているかを確認する」

<チェック項目>

- 利用者の移動が可能な動線を確保しているか
- 利用者が手を伸ばした高さや位置にものを配置しているか
- 拭き掃除の際に、滑らないよう仕上げを行うことができているか

<チェック項目と確認ポイント>

チェック項目	確認ポイント
利用者の移動が可能な動線を確保しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・移動動線の確認をしている。 ・利用者の移動の妨げになるようなものを事前に移動させている。

(解説)

- ・利用者が移動を行う場を確保することは、行動範囲の確保と身体状況の維持につながるようになります。またその動線上にあるものを事前に移動することは利用者の安全確保において必要なことです。
- ・特に、車いすや杖等を使用している場合は、余裕をもってスペースを確保しておく必要があります。

チェック項目	確認ポイント
利用者が手を伸ばした高さや位置にものを配置しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が使用するものを聞いている。 ・利用者に配置を確認している。

(解説)

- ・利用者が使うものが手に届く位置にあることは、利用者が自立した行動を維持するうえで重要なこととなります。その際には、利用者の意向を確認することも必要となります。

チェック項目	確認ポイント
拭き掃除の際に、滑らないよう仕上げを行うことができているか	<ul style="list-style-type: none"> ・拭き掃除後に水分が残っていないか確認している。

(解説)

- ・拭き掃除の基本には濡れた状態で汚れを取ることがあります。その際には、汚れがとれていることと同時に水分がふき取れているかを確認しないと、利用者や介護職員等の転倒リスクにつながるという視点が必要となります。

2. 機能訓練の補助・レクリエーション

(1) 施設における身体介護以外の日々の活動で機能訓練の補助、レクリエーション等の見守りや補助ができる

「レクリエーションや季節ごとのイベント等の開催に際して、道具の準備、環境の設定、利用者へ参加を促す声かけができていますか確認する」

<チェック項目>

- 機能訓練の際に、利用者に事前の声かけをしているか
- レクリエーションや季節ごとのイベント等の開催に際して、道具の準備、環境の設定、参加を促す声かけができるか
- 機能訓練やレクリエーション中に見守りができているか

<チェック項目と確認ポイント>

チェック項目	確認ポイント
機能訓練の際に、利用者に事前の声かけをしているか	<ul style="list-style-type: none"> ・対象の利用者に声かけをしている。 ・指示に基づく事前の声かけをしている。

(解説)

- ・機能訓練は個人の介護計画の中で個別に設定されており、担当の利用者のスケジュールを把握しておくことは重要です。実習指導者の指示に基づき、声かけや、見守りの遂行は大切な業務です。

チェック項目	確認ポイント
レクリエーションや季節ごとのイベント等の開催に際して、道具の準備、環境の設定、参加を促す声かけができるか	<ul style="list-style-type: none"> ・道具や椅子の設定等の準備ができている ・参加を促す声かけをしている。

(解説)

- ・レクリエーションや季節のイベントはご利用者の活動性を上げる上で、重要な取り組みであり、ご利用者の状態を把握した声かけと見守りは必要なことです。

チェック項目	確認ポイント
機能訓練やレクリエーション中に見守りができている	<ul style="list-style-type: none"> ・指示に基づく見守りをしている。 ・利用者から目を離して、私語をしていない。 ・見守り中、指導者の許可を得ずに、その場を離れない。

3. 情報収集

(1) 利用者個人個人を認識できる

「利用者の顔と名前、状況の理解・把握ができているかを確認する」

<チェック項目>

- 利用者の名前を間違えずに言えたか
- 利用者の私物を間違えずに用意したか
- 利用者のプランに沿った介助が行えたか

<チェック項目と確認ポイント>

チェック項目	確認ポイント
利用者の名前を間違えずに言えたか	・正しい名前で呼びかけている。 ・特定の利用者のことを尋ねたとき、その利用者の顔や身体の状態等を答えられている。

(解説)

- ・利用者の顔と名前が一致することは、介助をする上で大切なことです。

チェック項目	確認ポイント
利用者の私物を間違えずに用意したか	・利用者のもので用意している。 ・利用者を用意したものが正しいか確認している。

(解説)

- ・利用者の名前だけでなく、利用者の状態や、持ち物も覚えていくことが必要です。

チェック項目	確認ポイント
利用者のプランに沿った介助が行えたか	・プランに沿った内容で介助をしている。

(解説)

- ・利用者の心身の状況を理解し、必要なサービスを提供していくことは介護の基本です。一人一人にアセスメント表やケアプラン等がありますので、確認をし、利用者の状態を知ること、どのような介助が必要なのか理解することが重要です。

(2) 利用者の変化について、必要な情報を収集できる

「見た目の変化や利用者からの訴えがあった際、適切な方法で情報を収集できるかを確認する」

<チェック項目>

- 血圧、体温の測定をしたか
- 利用者へ体調について聞いたか
- 自分から訴えのできない利用者の変化を確認したか

<チェック項目と確認ポイント>

チェック項目	確認ポイント
血圧、体温の測定をしたか	・決められた方法で測定している。

(解説)

- ・介護は生活を支える仕事ですから、目の前の人の変化に気づくことは重要です。また、その変化について、状況に応じて、決められた方法による情報の収集が求められます。

チェック項目	確認ポイント
利用者へ体調について聞いたか	・利用者に体調を聞いている。

(解説)

- ・血圧や体温を測定することは大切ですが、利用者本人に聞いて体調を確認することも大切です。

チェック項目	確認ポイント
自分から訴えのできない利用者の変化を確認したか	・自ら訴えることのできない利用者の変化を確認している。

(解説)

- ・利用者の中には、気分や体調が悪くも、そのことを訴えられない方がいます。介護職員はそのような方の変化に気付くためにも、利用者を観察し、いつもと違う様子はないか注意することが大切です。

4. 記録・報告

(1) 量・頻度等チェックリストによる記録または報告ができる（申送りは除く）

「利用者の食事量や排泄量等、記録が必要な項目に関して、実習実施機関のルールに従って記録や報告ができているか確認する」

<チェック項目>

- 食事の量や水分量の記録をしたか
- 失禁かトイレでの排泄か、排泄物の量や性状について記録をしたか
- 自分が関わった利用者の状況について決められた方法、手順で報告を行ったか

<チェック項目と確認ポイント>

チェック項目	確認ポイント
食事の量や水分量の記録をしたか	・利用者が食べた食事の量や、飲みものの種類とその水分量を記録している。

(解説)

- ・自分で対応した事柄を記録し、報告することで、同じ内容を他の人も知ることができるようになります。
- ・記録や報告を疎かにしてしまうと、利用者の生活の一部の情報が欠けてしまうことになります。
- ・それは、体調の変化や急変時に必要な情報でもあるので、正確に記録・報告をすることは重要です。

チェック項目	確認ポイント
失禁かトイレでの排泄か、排泄物の量や性状について記録をしたか	・排泄の状況、状態を記録している。

(解説)

- ・自分で対応した事柄を記録し、報告することで、同じ内容を他の人も知ることができるようになります。
- ・記録や報告を疎かにしてしまうと、利用者の生活の一部の情報が欠けてしまうことになります。
- ・それは、体調の変化や急変時に必要な情報でもあるので、正確に記録・報告をすることは重要です。

チェック項目	確認ポイント
自分が関わった利用者の状況について決められた方法、手順で報告を行ったか	・決められた方法、手順を知っている。 ・決められた方法、手順で報告している。

(解説)

- ・記録や報告は、相手に伝わらなくては意味の無いものになってしまうので、正確に丁寧に行う必要があります。
- ・また、食事量や排泄の状況等、内容によって記録するものが異なることがあります。何をどこに記載するのか把握することが大切です。

Ⅲ. 周辺業務（その他）

中項目	No	小項目
1. 用品管理	(1)	施設の用品の管理（福祉用具の手入れも含む）ができる

1. 周辺業務（その他）

（1）施設の用品の管理（福祉用具の手入れも含む）ができる

「施設の用品（福祉用具を含む）や、利用者個人の用品のあるべき場所を把握した上で、適切な場所に戻すことができるか確認する」

<チェック項目>

- 施設の用品（福祉用具を除く）及びその他の個人の用品をあるべき場所に置いているか
- 福祉用具（例えば、義肢や装具、杖、歩行器、車いす等）をあるべき場所に置いているか
- お知らせ等掲示物の管理等が適切にできているか

<チェック項目と確認ポイント>

チェック項目	確認ポイント
施設の用品（福祉用具を除く）及びその他の個人の用品をあるべき場所に置いているか	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の用品（福祉用具を除く、備品・消耗品等）をしまう場所を把握している。 ・個人の用品をしまう場所を把握している。

（解説）

- ・ここでの施設の用品とは、介護を提供する際に提供者が用いる備品や消耗品等を指します。
- ・介護は、様々な環境で提供されます。介護が必要な人の自宅で行われることもあれば、介護が必要な人が集まる施設で行われることもあります。このため、生活行為を支える介護の提供に際して、利用者の私物と介護を提供する際に用意した私物以外のものを把握し、管理することが必要です。
- ・また、介護を提供する際に必要な物品（たとえば、おむつ、トイレットペーパー、タオル等）が不足していると、介護行為をすぐに開始できず利用者を待たせてしまうことがあります。物品に不足がないか日々確認することも大切な仕事です。

チェック項目	確認ポイント
福祉用具（例えば、義肢や装具、杖、歩行器、車いす等）をあるべき場所に置いているか	<ul style="list-style-type: none"> ・自らが働く環境に備え付けられている、あるいは個人が所有する福祉用具の種類と用途を把握している。 ・福祉用具の利用が終わった後、しまう場所を把握している。 ・福祉用具の利用が終わった後、放置していない。 ・福祉用具のどのような箇所に不備がおきやすいかを理解している。

（解説）

- ・福祉用具については、車いす、歩行器といった移動を補助するものや、つり具やリフトといった移乗を補助するものから、食事の際のふち周りが高いお皿や持ちやすいよう形状が加工されたスプーンやフォーク等様々なものがあります。さらに、読む、書く、文章を耳から聞いて理解することが難しい人のコミュニケーションを補助するためのコンピュータや絵といったものもここでは福祉用具にも含まれます。
- ・これらのものが正しく使われることで、介護が必要な人は、介護職員の支援をできるだけ受けなくても日常生活を送ることができます。このため、まず、働く環境に存在する福祉用具の種類と用途を把握することが重要です。そして、これらの福祉用具に不備がないか、日々の関わりや定期的なチェックによって確認することも重要になります。

チェック項目	確認ポイント
お知らせ等掲示物の管理等が適切にできているか	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすの利用者にも見えやすい位置に掲示している。 ・掲示物の期限を把握している。 ・期限が過ぎた掲示物をいつまでも掲示していない。 ・掲示物が剥がれないように工夫している。

(解説)

- ・ 掲示物は情報を伝えるためのものであり、車いすの利用者や視覚障害がある方にも、見えやすい位置に貼ることが大切です。また、文字を大きくしたり、イラストをいれてわかりやすくする等、情報の伝え方を工夫することも必要です。
- ・ 行事のお知らせや献立表等掲示物の多くは、掲示する期間が決まっていますので、掲示物に何が書かれているか把握し、古い情報をいつまでも掲示しないようにすることが大切です。それにより、利用者に関心をもってもらうことができます。
- ・ 掲示物を貼る際は実習実施機関のルールに従いましょう。画鋲の形によっては外れやすく、利用者が誤って踏んだり、飲み込んでしまう等の事故が生じることがあります。画鋲の場合は外れないように工夫をしたり、必要最小限にする等、対応することが必要です。
- ・ また、掲示物が汚れいていたり、破れていたりする場合は、掲示物を差し替えたり、補修する等して、常に利用者や職員が見やすいように保つことも大切です。

IV. 業務を支える能力・考え方等

コミュニケーション能力、人間の尊厳、介護実践の考え方、
社会のしくみ、こころとからだのしくみ等

中項目	No	小項目
1. 心身機能・身体構造の理解	(1)	こころとからだのしくみが理解できる
2. 日本文化・社会の理解	(1)	介護に必要な利用者の生活習慣等を理解できる
	(2)	適切な身支度ができる（実習実施機関のルールに従って）
	(3)	適切な勤務態度である（実習実施機関のルールに従って）
3. 対人関係	(1)	利用者やその家族、職場のスタッフと適切な関係を持つことができる
4. コミュニケーション	(1)	話し言葉やジェスチャー、書き言葉を理解できる
	(2)	話し言葉やジェスチャー、書き言葉を使うことができる

1. 心身機能・身体構造の理解

(1) ころとからだのしくみが理解できる

「介護の対象となる人のころとからだのしくみが理解できるか、そのうえで利用者の心理面へ配慮をすることができるか確認する」

<チェック項目>

- 身体の主な器官や部位の名称、はたらきを理解しているか
- 身体の部位の機能が低下すると、どのような状態になるかを理解しているか
- 利用者が抱いているポジティブ/ネガティブな感情や痛みなどの感覚を理解しているか

<チェック項目と確認ポイント>

チェック項目	確認ポイント
身体の主な器官や部位の名称、はたらきを理解しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・体幹と体肢のそれぞれの名称を言える。 ・人体の骨格の名称と部位を結びつける。 ・筋肉の部位とはたらきを言える。 ・気道と肺の部位と呼吸のしくみを言える。 ・心臓と血液の流れを言える。 ・消化器官の名称と部位、はたらきを言える。 ・眼・耳・鼻・舌・皮膚のはたらきを言える。

チェック項目	確認ポイント
身体の部位の機能が低下すると、どのような状態になるかを理解しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・骨が折れるとその部位が動かせなくなることが分かっている。 ・寝たまましていると、筋肉が衰えることが分かっている。 ・気管に異物が入ると、息が苦しくなり、息ができなくなることが分かっている。 ・心臓の働きが悪いと血圧低下や息切れ、むくみが出ることが分かっている。 ・食事を摂らないと栄養不良や体力減退にいたることが分かっている。 ・消化管のはたらきが悪いと便の異常につながる事が分かっている。 ・見えづらい、聞こえにくいことにより、転倒の危険があることが分かっている。

チェック項目	確認ポイント
利用者が抱いているポジティブ/ネガティブな感情や痛み等の感覚を理解しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・感情には、喜・怒・哀・楽があり、顔の表情や行動にあらわれることを言える。 ・利用者のポジティブ/ネガティブな表情から普段と違うことに気がつく。 ・利用者の感情に気を配り、優しく接する。 ・痛みや辛いことがあることを、利用者の顔の表情や行動から汲み取る。 ・痛みがあることは、ころや身体に何らかの異変があることだと察する。

(解説)

- 適切な介護を行うために、こころとからだについての基礎知識をもつ必要があります。人間の身体のしくみを知り、根拠に基づいた正しい方法を身に付けましょう。また、利用者の感じている気持ちや喜怒哀楽の感情を汲み取り、その人に合わせて、時間や場所の設定や介護の方法を考慮することが大切です。
- 食事摂取や排泄、移動、睡眠等の生活場面において、こころとからだは密接に関連しています。また、利用者の喜びや楽しみ、あるいは辛さや痛み等の表情が、何故なのか、という疑問をもち、介護にあたるのが大切です。常に利用者の尊厳と自立の視点に立ち、介護が必要かどうかを考え、適切な介護方法の選択をしましょう。
- 例えば、移動の介助においては、人が移動することの必要性、移動するための身体のしくみについて理解しておく必要があります。移動能力を保つためには普段から何に留意すればいいのかを考え、自力できている能力を落とさないように心がけ介護にあたるのが大切です。移動能力が低下している場合は、何が原因なのかをこころとからだの両面から考え、そのうえでどう対処すればいいのかを考える必要があります。

2. 日本文化・社会の理解と表出

(1) 介護に必要な日本の制度や生活習慣等を理解できる

「施設や介護場面において必要な日本の制度や生活習慣、マナー等を理解できているか確認する」

<チェック項目>

- 高齢や障害など支援を必要としている人々が、社会において機能できるよう支援を行うことを目的としたサービス・制度・政策があることを理解しているか
- 支援を行うにあたって、支援を必要としている人の生活習慣等を知ることが重要であることを理解しているか

<チェック項目と確認ポイント>

チェック項目	確認ポイント
高齢や障害等支援を必要としている人々が、社会において機能できるよう支援を行うことを目的としたサービス・制度・政策があることを理解しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・実習実施機関が、どの法律に基づいた施設か、説明できる。 ・日本の福祉制度に、高齢・障害・児童・低所得・母子等の分野があることを知っている。

(解説)

- ・福祉が国の制度になっている日本では、法律によってサービスの種類やサービス提供内容が決まっており、公費や保険料から報酬を得ています。これらの基本的な枠組みを理解することが重要です。
- ・実習実施機関の情報だけでなく、高齢者、障害者、児童等福祉制度が細分化されており、きめ細かなサービスが提供されていることも理解する必要があります。

チェック項目	確認ポイント
支援を行うにあたって、支援を必要としている人の生活習慣等を知ることが重要であることを理解しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の生活習慣について、具体的に説明できる。

(解説)

- ・利用者の個別性を尊重しその人らしい人生を送るための支援が重要です。
- ・介護は生活を支援するものであるため、利用者の生活文化や生活習慣を理解することが重要です。

(2) 適切な身支度ができる（実習実施機関のルールに従って）

「日中及び夜間、季節や行事等のTPOに応じ、利用者が快適に過ごせるよう、本人の自己決定を尊重しつつ適切な身支度ができるか確認する」

<チェック項目>

- 日中及び夜間、季節や行事等のTPOに応じた身支度の重要性について理解しているか
- 利用者本人の自己決定を尊重した適切な身支度の重要性について理解しているか

<チェック項目と確認ポイント>

チェック項目	確認ポイント
日中及び夜間、季節や行事等のTPOに応じた身支度の重要性について理解しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・気候にあわせた装いを提案できる。 ・場面にあわせた装いを整えられる。 ・裾を引きずる、袖が長すぎるといったことがない。

(解説)

- ・日中に着るものと夜間に着るものとを分ける等、生活にメリハリをつけるよう配慮する必要があります。
- ・日本には四季があり、衣替えという習慣があります。また、夏は高温多湿でもあるので、気候に合わせた身支度が必要です。
- ・行事（運動会、結婚式、葬式等）の際に、TPOに応じた適切な身支度が必要です。

チェック項目	確認ポイント
利用者本人の自己決定を尊重した適切な身支度の重要性について理解しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・身につける服やアクセサリ、髪形や髭、スキンケア、化粧等について、利用者本人の好みを聞いている。

(解説)

- ・ファッションは自己表現の一つでもあることを理解したうえで、どのような装いにするのか利用者の意向を尊重しながら提案し、気分良く過ごせるように配慮する必要があります。

(3) 適切な勤務態度である（実習実施機関のルールに従って）

「その組織において適切な勤務態度が身についているか確認する」

<チェック項目>

- 施設内での実習を円滑に行うために必要な日本人の特性や日本のマナーについて理解しているか
- 時間を厳守することの重要性について理解しているか
- 前日起きたこと等の申し送りや緊急時の対応内容を把握した上で、支援に入ることの重要性について理解しているか
- 組織として利用者の支援を行う「チーム支援」の重要性について理解しているか

<チェック項目と確認ポイント>

チェック項目	確認ポイント
施設内での実習を円滑に行うために必要な日本人の特性や日本のマナーについて理解しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が不満そうであっても、介助依頼がないから介助しないといった割り切りをせず、対応している。 ・落とし物があった場合、管理部門に届けている。

(解説)

- ・日本人の特性や日本独特のマナーを理解し実行することは、利用者や職場の同僚とのコミュニケーションや仕事を円滑にします。
- ・また、日本人の清潔好きにも戸惑うことがあるかもしれません。利用者の身体とともに施設内を清潔に保つことも、自然に行えるようになることが求められます。
- ・自分以外の人の持ち物が落ちていて拾った場合は、周囲に落とした人がいないか声をかけて確認し、その場で持ち主がわからない場合は、実習実施機関の管理部門に届けましょう。

チェック項目	確認ポイント
時間を厳守することの重要性について理解しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・約束の時間に遅れていない。

(解説)

- ・仕事をはじめるときは決められた時間から行動を開始できるように、5分前には準備を済ませておき、余裕をもってケアに入れるようにします。

チェック項目	確認ポイント
前日起きたこと等の申し送りや緊急時の対応内容を把握した上で、支援に入ることの重要性について理解しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・日々の支援に入る申し送りや記録の確認をしている。 ・緊急時の対応について知っている。

(解説)

- ・日勤や夜勤等の変則勤務もあり、自分がいなかった時間帯に起こった出来事を把握しておき、利用者に必要な対応ができるよう配慮します。
- ・緊急時の対応（個人対応、災害時等）について事前に把握しておくことで、落ち着いて行動できます。

チェック項目	確認ポイント
組織として利用者の支援を行う「チーム支援」の重要性について理解しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・上司からの指示を聞いている。 ・同僚からの助言を聞いている。

(解説)

- ・利用者への支援は、個人のみで行うものではなく、チームで行うものです。したがって、上司からの指示だけでなく、同僚からの助言にも耳を傾けることが重要です。

3. 対人関係

(1) 利用者やその家族、職場のスタッフと適切な関係を持つことができる

「利用者や家族の訴えを確認することができたり、上司や同僚と情報を共有できることを確認する」

<チェック項目>

- 話を聞いて、字句通りの意味や言外の意味を理解しているか (N3 程度)
- ジェスチャー、シンボル、絵等言葉以外で伝えられるメッセージの意味を理解しているか
(例：声かけをした際に返事がなく、ぐったりしていると体調が悪いと理解する)
- ひらがなで伝えられる簡単な単語を理解しているか (例：「○○さんからでんわ」等)

<チェック項目と確認ポイント>

チェック項目	確認ポイント
話を聞いて、字句通りの意味や言外の意味を理解しているか (N 3 程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・挨拶を返すことができる。 ・名前を呼ばれ、呼び止められたら、立ち止まり返事を返すことができる。 ・飲み物がほしい、トイレに行きたい、等、具体的な要望や訴えを理解できる。 ・わからないときに、上司に報告し、指示を受けることができる。

(解説)

- ・コミュニケーションの基本である挨拶ができ、相手から、自分に何を頼まれているのかを理解できるようになり、わからないことは上司等に相談し、指示を受けることが求められます。

チェック項目	確認ポイント
ジェスチャー、シンボル、絵等言葉以外で伝えられるメッセージの意味を理解しているか (例：声かけをした際に返事がなく、ぐったりしていると体調が悪いと理解する)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者や家族が戸惑って周りを見回している状況で、声かけができる。 ・声かけをしたときに返事がなく、ぐったりとしている状況を理解できる。 ・上記の状況を報告できる。

(解説)

- ・コミュニケーションは言葉を交わすだけではありません。表情や身振り手振り等、様々あります。言葉を交わさなくても相手をよく観察することで、相手の状況を想像することができます。

チェック項目	確認ポイント
ひらがなで伝えられる簡単な単語を理解しているか (例：「○○さんからでんわ」等)	<ul style="list-style-type: none"> ・いつ、どこで、だれが、なにを、どのように、なぜ (5W1H) について理解できる。チェック項目の例 <ul style="list-style-type: none"> —○○日の○時の打ち合わせをうちあわせをします —○○で、かいぎがあります —○○さんがよんでいます

(解説)

- ・日本語には、ひらがな、カタカナ、漢字等様々な文字があります。まずは、ひらがなで簡単な単語を読んだり、理解できるかということから、日本語に慣れていきましょう。

4. コミュニケーション

(1) 話し言葉やジェスチャー等を理解できる

「利用者や利用者の家族、実習指導者等の話し言葉やジェスチャー等の意味が理解できているかを確認する」

<チェック項目>

- 利用者やその家族、実習指導者の話を聞いて、字句どおりの意味を理解しているか
- 利用者やその家族の表情や身振り、絵など、言葉以外で伝えられるメッセージの意味を理解しているか
- 利用者の状況を記録するチェック表等を見て、その内容を理解しているか

<チェック項目と確認ポイント>

チェック項目	確認ポイント
利用者やその家族、実習指導者の話を聞いて、字句どおりの意味を理解しているか	・言葉の意味を理解している。

チェック項目	確認ポイント
利用者やその家族の表情や身振り、絵等、言葉以外で伝えられるメッセージの意味を理解しているか	・利用者等が発信するメッセージに気付いている。 ・伝えたいメッセージがあることに気づき、かつ、その内容を理解している。

(解説)

- ・コミュニケーションは言葉を交わすだけではなく、表情や身振り手振り等、様々なものがあります。言葉を交わさなくても相手をよく観察することで、相手の状況を想像することができます。

チェック項目	確認ポイント
利用者の状況を記録するチェック表等を見て、その内容を理解しているか	・チェック表等の内容を理解している。

(解説)

- ・記録の中には、利用者の食事量や排泄量を記載しているものがあります。利用者の体調の変化や急変時にはその情報を参考に原因を分析することもあります。そのため、記録を読み取ることも大切なことです。

- ・利用者等の発信するメッセージが理解できないままでは、利用者のニーズに対応できず、場合によっては命の危険にさらしてしまうことが想定されます。
- ・対人サービスであるからこそ、利用者等の発信するメッセージを正しく把握する力が必要です。
- ・場合によっては、利用者等の発信する言葉の意味を理解しないままに返事をしてしまうことが想定されますので留意が必要です。
- ・来日からの期間により求めるレベルは変わってきます。日本の文化の理解度ともリンクしますので、求めるレベルは、総合的に判断する必要があります。

(2) 話し言葉やジェスチャー等を使うことができる (N3以上)

「利用者や利用者の家族、実習指導者等の話し言葉やジェスチャー等を使って意思疎通を図ることができるか確認する」

<チェック項目>

- 利用者やその家族、実習指導者と双方向の意思伝達をしているか

<チェック項目と確認ポイント>

チェック項目	確認ポイント
利用者やその家族、指導者と双方向の意思伝達をしているか	・双方向の意思伝達になっている。 ・相手の発信するメッセージが理解できなかった場合、その内容を確認している。

(解説)

- ・信頼関係を築くためにも、双方向のやりとりが成立していることが必要です。
- ・双方向のやりとりが成立しなければ、利用者のニーズに対応できず、場合によっては命の危険にさらしてしまうことが想定されます。
- ・対人サービスであるからこそ、意思疎通を図る力が求められます。
- ・場合によっては、利用者等の発信する言葉の意味を理解しないままに返事をするのが想定されることに留意が必要です。
- ・来日からの期間により求めるレベルは変わってきます。日本の文化の理解度ともリンクしますので、求めるレベルは、総合的に判断することが必要です。

この事業は平成28年度厚生労働省生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(社会福祉推進事業分)の一環として行われたものです。

**介護分野における技能実習制度
評価基準マニュアル(案)**

平成29年3月発行

内容照会先 一般社団法人シルバーサービス振興会
〒105-0003
東京都港区西新橋3-25-33 NP 御成門ビル6階
TEL 03-5402-4881 FAX 03-5402-4884